

### ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management A Member of Deutsche Bank Group

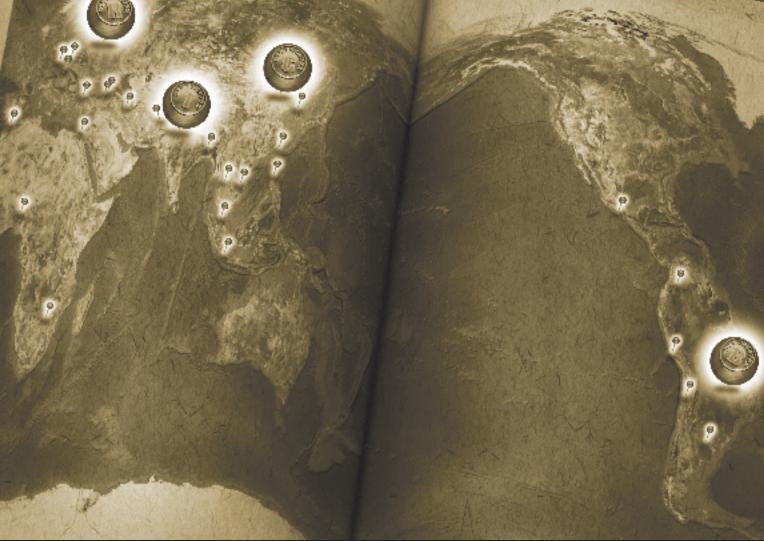


この冊子の前半部分は「DWS世界新興国株式ファンド(愛称:りそな BRICsプラス)」の投資信託説明書(交付目論見書)、後半部分は「DWS世界新興国株式ファンド(愛称:りそな BRICsプラス)」の投資信託説明書(請求目論見書)です。



## より DWS世界新興国株式ファンド

追加型投信/海外/株式 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management A Member of Deutsche Bank Group



- 1. 本書により行うDWS世界新興国株式ファンド(愛称: りそな BRICsプラス) (以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金 融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を 平成21年5月18日に関東財務局長に提出しており、平成21年5月19日にそ の効力が発生しております。
- 2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 3. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きの ほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資 家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されている ものではありません。

### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、 組入株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を 含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあり ます。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

発 行 者 名 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 関崎 司

本店の所在の場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

山王パークタワー

有価証券届出書の写し 該当事項はありません。 を縦覧に供する場所 下記の事項は、当ファンドをお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

### ■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは主に外国の株式を実質的な投資対象としますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「リスクと留意点」をご覧ください。

### ■当ファンドに係る手数料等について

### ◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

- ※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。
- ◆換金(解約)手数料

当ファンドには、換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額

ありません。

### ◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年率1.974%(税抜1.88%)を乗じて得た額とします。

### ◆その他の費用

- ・信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷 費用等を含みます。)
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

なお、当該費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、 上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金等」をご覧ください。

### Contents

				0-		0			)—	_	0		0								<b>—</b>	)——	-0	_
	課税上の取扱い 19	その他の手数料等 18		) フ費用・税金等17		6 換金(解約)手続等15		· E 申以(則责) 手紛等:	日人 二又記と三 売等		0 4 リスクと留意点1		3 ファンド情報の入手方法		分配方針 10	主な投資制限 9	主な投資対象 9	基本的性格	具体的な運用プロセス 6	ファンドの特色 3	2 ファンドの特徴 3		1 ファンドの概要1	
信託約款			ファン	財務八	運用状!	内国投	その他	申込取!	払込期	振替機	申込期	発行(	内国投	受益者	運営等	ファン	9 その他…		投資リ	運用体	委託会	ファン	8 ファンド	

### 8 ファンドの仕組み・運用体制 寺に関する事項について………………ハンド管理の概要および \況..... リスクに対する管理体制………………… /ドの詳細情報の項目……………………… |資信託受益証券事務の概要…………… ∜扱場所・払込取扱場所⋯⋯⋯⋯⋯ **| 日-------**| |関に関する事項………………… |資信託受益証券の形態等………………| ,ドの仕組み..... 26 20 24 22 21 30 30 30 30 30 29 26 38 36 32 31 30 30

39







# ・ファンドの概要

一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	決算日 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	信託期間 信託設定日(平成	主なリスク   詳しくは、後述の	主な投資制限●株式への実質投●株式への実質投	等」といいます。)に投資します。 主な投資対象 ラジル、ロシア、インド、中国、( DWS世界新興国株式マザーファ	運用の基本方針   信託財産の中長期	基本的性格    追加型投信/海外/株式	ファンド名 (愛称:りそな BRICsプラス) DWS世界新興国株式ファンド
毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。	当該日が休業日の場合は翌営業日とします。年2回、原則として毎年2月18日および8月18日とします。	信託設定日(平成19年1月31日)から無期限とします。	詳しくは、後述の「リスクと留意点」をご参照ください。●   ●      ●    ●    ●    ●       ●	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 株式への実質投資割合には制限を設けません。	等」といいます。)に投資します。 ラジル、ロシア、インド、中国、(香港を含みます。)など新興国の企業の株式および預託証書等(以下「株式DWS世界新興国株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて、主にブ	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。	/株式	HICsプラス)株式ファンド







原則として、販売会社の営業日の基準価額とします。 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 原則として、販売会社が定める単位とします。 原則として、販売会社が定める単位とします。 原則として、販売会社が定める単位とします。 原則として、販売会社が定める単位とします。 原則として、販売会社が定める単位とします。 原則として、販売会社が定める単位とします。 原則として、販売会社が定める単位とします。 原則として、開売会社が定める単位とします。 原則として、開売会社が定める単位とします。 原則として、開売会社が定める単位とします。 原則として、開売会社が定める単位とします。 原則として、開売会社が定める単位とします。 原則として、開売会社が定める単位とします。 原則として、開売会社が定める単位とします。 原則として、開売会社の営業日の基準価額とします。 原則として、開売会社が定める単位とします。 原則として、開売会社の営業日の基準価額とします。 原則として、開売会社が定める単位とします。 原則として、開売会社の営業日の基準価額とします。 原則として、開売会社が定める手数料 事を乗じて得た額とします。 原則として、開売会社が定める手数料 事を乗じております。 原則として、開売会社が定める手数料 事を乗じております。 原則として、開売会社が定める手数料 事を乗じております。 の表に、利力が出ます。 の表に、利力が出ます。 の表に、利力が出ます。 の表に、利力が出ます。 の表に、対して年率・・974%(税抜・・88%) 信託財産がは、対して年率・・974%(税抜・・88%) 信託財産がは、対します。	信託報酬等	解約代金支払日	信託財産留保額	解約単位	解約個額	解約受付け	申込手数料	申込単位	申込価額	申込受付け
	別途信託財産が負担します。 また、信託財産における組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等についても、報酬、印刷費用等を含みます。)が信託財産から差し引かれます。 この他に、純資産総額に対して年率0・10%を上限として諸費用等(監査費用、法律顧問・税務顧問への信託財産の純資産総額に対し年率1・974%(税抜1・88%)	原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いいたします。	ありません。	販売会社が定める単位とします。	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。	ます。 ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除き原則として、販売会社の営業日に解約請求を受付けます。	率を乗じて得た額とします。 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3・15%(税抜3・0%)を上限として販売会社が定める手数料	販売会社が定める単位とします。	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。	ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。原則として、販売会社の営業日に取得申込みを受付けます。







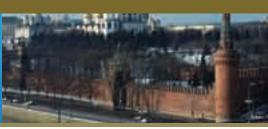
### 委託会社の照会先(基準価額、販売会社等について)

- ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 ・ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/ ・フリーダイヤル 0120 442 785(受付時間:営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

手続等 手続等)







## ファンドの特色

ロシ マ 局 ザ 13 式等に投資します。 経 В 1 R フ I ア 長が K F S 中 期 一など新興国 玉 待されているブラジル、 0) (香港を含む。) 投 資 を 通

の企業の株式等に投資します。 く高い経済成長が期待されている他の新興国 主に BR ーCsと、 それにプラスして、 B R 「プラス」 Ċ (= 続

『プラス』については、 投資対象国を限定しません。

捉え、 資対象の分散を図るとともに、 BIOSを中心に 中長期的に高いリターンを追求する運用を目指 「プラス」 にも投資することで、 新興国の高い経済成長を 投

なお、 業の株式等に投資することもあります。 の株式等や先進国の取引所に上場されている新興国の 新興国で主たる企業活動を展開する先進国の 企 企業

いないすべての国とします。

なお、

投資対象国となる新興国の定義

DWSの判断により変更される場合があります

WSについては、

後記「DWSの概要」をご参照ください。

(-MF)

世界銀行、

国際金融公社

(-FC)

等が先進国に定めて

投資対象国となる新興国は、

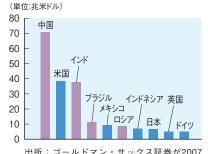
投資を行う時点で、

国際通貨基

新興国」とは

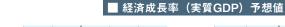
### 《BRICs》と《プラス》の経済成長

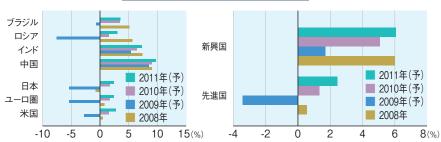
### ■ 2050年の経済規模 上位10カ国予想



出所:ゴールドマン・サックス証券が2007 年3月に発表した経済予測レポートを基にド イチェ・アセット・マネジメント㈱作成。

\*\*2008年の上位10カ国は、米国、日本、中 国、ドイツ、フランス、英国、イタリア、 ロシア、スペイン、ブラジル(ブラジルの み推計値)、インドは12位 出所:国際通貨基金(IMF)World Economic Outlook, October 2009





出所:国際通貨基金 Economic Outlook, (IMF) World October 2009 2009年以降は予測値。

出所:国際通貨基金(IMF)World Economic Outlook, October 2009 2009年以降は予測値。

※先進国、新興国の分類は国際通貨基金(IMF) によるものです。

※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

### ◆マザーファンド

投資家が取得するファンドを「ベビーファン ド」といい、ベビーファンドの資金をまとめ て運用するためのファンドを「マザーファン ド」といいます。

### ◆預託証書

ある国の発行会社の株式を海外でも流通させ るために、その会社の株式を銀行などに預託 その代替として海外で発行される証券の ことをいいます。預託証書(DR)は、株式 と同様に証券取引所などで取引され、流通さ れる市場や形態によって多様です。

ファンドの仕組み

運用体制



### BRICs と プラス 投資対象国・地域の例

<mark>《ブラス》の定義:BRICs</mark>(ブラジル、ロシア、インド、中国)以外で投資対象国となる新興国《プラス》は、投資を行う時点で、国際通貨基金(IMF)、 世界銀行、国際金融公社(IFC)等が先進国に定めていないすべての国のうち、DWSがBRICsに続く高い経済成長が期待されていると判断する国 とします。なお、投資対象国となる新興国《プラス》の定義はDWSの判断により変更される場合があります。

上記定義により、NEXT11(ゴールドマン・サックス)やVISTA(BRICs経済研究所)など、ポストBRICs、ネクストBRICsとして成長が期待される国・地域もす べて投資対象に含みます。

以下はマザーファンドがすでに投資している国・地域および今後投資する可能性のある国・地域の例をご参考までに表示したものです。これらは当資料作 成時点のものであり、今後予告なく変更する場合があります。また、将来における当該国・地域の組入れを保証もしくは示唆するものではありません。実際に 投資する国・地域や企業、組入比率などは、DWSが決定いたします。



歴 中南米◆ガリブ諸国

2010年(予)2.9%

実質GDP成長率: 2008年4.2%、2009年(予)-2.5%、

2009年9月末時点で投資している国 メキシコ、ペルー 今後投資する可能性のある国:コロンビア等

BRICs ブラジル

-0.7%、2010年(予)3.5%

### BRICs 国シア

実質GDP成長率: 2008年5.6%、2009年(予)-7.5%、2010年(予)1.5%

### **欧州新興国**

実質GDP成長率: 2008年3.0%、2009年(予)-5.0%、 2010年(予)1.8%

2009年9月末時点で投資している国なし ・ランド、ハンガリー、 今後投資する可能性のある国:ポーチェコ、トルコ等

### プラス地域 中東

実質GDP成長率: 2008年5.4% 2009年(予)2.0%、2010年(予)4.2% 2009年9月末時点で投資している国:

今後投資する可能性のある国;イラン、 ヨルダン、エジプト等(

### プラス地域アフリカ

実質GDP成長率: 2008年5.2%、 2009年(予)1.7%、2010年(予)4.0% 2009年9月末時点で投資している国: 南アフリカ 今後投資する可能性のある国 モロッコ、ナイジェリア等

### プラス地域 CIS

(独立国家共同体、ロシアを除く旧ソ連加盟国)

実質GDP成長率: 2008年5.5%、2009年(予)-6.7%、 2010年(予)2.1%

2009年9月末時点で投資している国:なじ 今後投資する可能性のある国:カザフスタン、ウクライナ、 グルジア等

### BRICs 中国

実質GDP成長率 2008年9.0% 2009年(予)8.5%、2010年(予)9.0%

### BRICs 121

実質GDP成長率: 2008年7.3%, 2009年 (予)5.4%、2010年(予)6.4%

### プラス地域アジア

実質GDP成長率(ASEAN5カ国:インドネシア、 マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム): 2008年4.8%、 2009年(予)0.7%、2010年(予)4.0% 2009年9月末時点で投資している国:韓国、台湾、

今後投資する可能性のある国:フィリピン、ベトナム等

国別・地域別実質GDP成長率の出所:国際通貨基金(IMF) World Economic Outlook, October 2009 ※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

実質GDP成長率:2008年5.1%、2009年(予)



費用



◆DWS (ディー・パ

Spezialistenを略したものです。

を意味するドイツ語Die Wertpapie

ダブリュー・エス)とは、

有価証券





### する権限を、 ザ 1 フ アン DWSに委託します。 ドに係る運用 指図 12 関

ます。 当ファンドは、 グループです。その運用資産残高は、ドイツ首位を誇り DWSは、ドイチェ・アセット・マネジメント・グル ブのリテールビジネスを担うドイツ最大の投資信託会社 ハーにマザーファンドの運用の委託を行う国内公募投資信 ノリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ (後記「DWSの概要」をご参照ください。) 委託会社が、 DWSの一員であるディー・ダ

### DWSの概要 設

1/ 1956年 (昭和31年)

金 \* i · · 1・15億ユーロ

資

従

業本

ドイツ国内 1,000人以上

ヨーロッパ内 600本以上 グローバル\*2 2,000人以上

◆運用ファンド数\*<sup>-</sup>

グローバル\* 1,000本以上

●運

用 資産

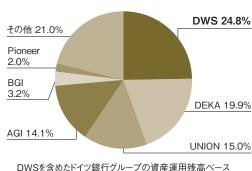
残高

市

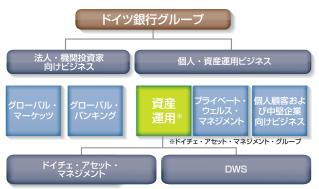
場シェア\*4:

24 . 8% ドイツ国内約1,273億ユーロ\*4 グローバル 約2.310億ユーロ\*5 (ドイツ最大シェア)

■ドイツの投資信託運用会社 -運用資産残高でDWSが首位



DWSを含めたドイツ銀行グループの資産運用残高ベース (外国籍ファンドを含む) 2009年6月末現在 出所: ドイツ投資信託協会(BVI)



2009年9月末現在

### ◆為替ヘッジ

※5 ドイツ国内を含む2009年3月末現在

※3 ヨーロッパ内を含む。 ※2 ドイツ国内を含む。

国籍ファンドを含む)

2009年6月末現在、

出所:ドイツ投資信託協会(BVI)

DWSを含めたドイツ銀行グループの資産運用残高ベース(外

2008年12月末現在

為替変動に係るリスクを回避するために、通 貨の先物取引やオプション取引を利用して、 将来のある時点に事前に決められた一定の交 換レートで外貨を売り、円を買う取引を行う ことなどをいいます。

### ◆外貨建資産

ファンドに組入れている外貨建の株式や債券 などを合計した資産を外貨建資産といいま

### ◆ファンド

多数の投資家から集めた資金をひとまとめに して専門家が運用し、その成果を投資家に還 元する仕組みのことをいいます。本書では、 投資信託のことを指します。

税金等



# ントGmbHに関するものです。 前記設立、資本金はDWSの中核会社であるDWSインベストメ

具体的な運用プロセス

### 実質外貨建資産に て為替ヘッジを行いません。 つ ては、 原

「実質外貨建資産」とは:

合計額をいいます。以下同じ。 る外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との アンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占め のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーフ ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産

# 然則と

に勘案して選択した銘柄に投資します。 株式への投資にあたっては、 収益性· 成長性などを総合的

トムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポトップダウン・アプローチによる国別配分の決定およびボ トフォリオを構築します。

### ト<sub>ップ</sub>ダウン・アプロ-マクロ分析 セクター・アロケーション 企業の質と 成長性に注目した ポートフォリオ 構築 銘柄選択 企業訪問 バリュエーション ボトムアップ・アプローチ

(注2) (注1) 前記は、 運用プロセスは、マザーファンドに関するものです。 本書作成時点のものであり、 今後変更となることがあ

※市況動向および資金動向等によっては、 い場合があります。 前記のような運用ができな

用語解説

### ◆ポートフォリオ

ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の 有価証券の銘柄群などを指します。

◆トップダウン・アプローチ 経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境 の予測・分析などにより、投資の資産配分や 業種配分を決定した上で投資銘柄を選別する 運用手法をいいます。

◆ボトムアップ・アプローチ 個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資 銘柄を選別する運用手法をいいます。

ファンドの概要





当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

### <商品分類表>

単位型投信· 追加型投信	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立 区分	補足分類
		林工		
単位型投信	国内	債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型投信	内外	その他資産( )	ETF	特殊型
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### <商品分類の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 1.「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 3. 「投資対象資産(収益の源泉)」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、 組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義につ

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

費用



### <属性区分表>

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本			日経225	ブル・ ベア型
債券	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )	Ц///	条件付
一般 公債 社債 その他債券	年4回	欧州アジア			T000	運用型 ロング・
クレジット属性( ) 不動産投信	年6回 (隔月) 年12回	オセアニア中南米			TOPIX	ショート型/絶対収益追求型
その他資産 (投資信託証券(株式))	(毎月)	アフリカ	ファンド・ オブ・	なし		血迫水主
資産複合	日々その他	中近東 (中東)	ファンズ		その他 ( )	その他 ( )
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

### <属性区分の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 1.「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債 券および不動産投信(リート)以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、 当ファンドは、マザーファンド(投資信託証券)を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投 資対象資産(収益の源泉)」においては「株式」に分類されます。
- 2. 「決算頻度」の区分のうち、「年2回」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨 の記載があるものをいいます。
- 3.「投資対象地域」の区分のうち、「エマージング」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資 産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものを いいます。
- 4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投 資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをい います。
- 5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行 わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、 社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。





## 主な投資対象

います。 中国(香港を含む。)など新興国の企業の株式等に投資を行 高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、 DWS世界新興国株式マザーファンドへの投資を通じて、

詳しくは「信託約款」をご参照ください

## 主な投資制限

(信託約款で定める主な投資制限)

①株式への投資制限

株式への実質投資割合\*には制限を設けません

実質投資割合とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに ます。) との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいま 属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純 資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいい 属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資制限

の実質投資割合は、 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)へ します。 信託財産の純資産総額の5%以下と

④同一銘柄の株式等への投資制限

а 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において 信託財産の純資産総額の2%以下とします。

> b します。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への 実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の20%以下と

⑤ 同 銘柄の転換社債等への投資制限

以下とします。 す。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20% 付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいま 権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確 会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権 にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条 付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約 /3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権 銘柄の転換社債、 ならびに新株予約権付社債のうち

〈注)マザーファンドの「投資制限」については、当ファンドと実質的 に同一です。

詳しくは「信託約款」をご参照ください

(法令で定める投資制限)

①同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投 ものとします。 株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しない 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、 資法人に関する法律 (以下「投信法」といいます。) 第9条) の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該 次の

委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有 する当該株式に係る議決権の総数

b 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じ て得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、 関する内閣府令第一30条第一項第8号

理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじ

商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の

め委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当

◆信託財産 ファンドにおいて運用される株式や債券など の有価証券や現金などの財産をいいます。信 託財産は、受託会社により保管・管理されて

◆純資産総額 ファンドに組入れられている株式や公社債な どを時価で評価し、株式や公社債などから得 られる配当金や利息などの収入を加えた資産 の総額から、ファンドの運用に必要な費用な どを差し引いた金額のことです。

運用体制



会社に指図しないものとします。 券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託 表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債 デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを 該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、

### 分配方針

当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の 方針に基づき収益分配を行います。 毎決算時(原則として毎年2月18日および8月18日。ただし、

- а 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配 ます。 当等収益と売買益 (評価益を含みます。) 等の全額とし
- C<sub>.</sub> b. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会 等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、 の場合には、分配を行わないこともあります。 市況動向

社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

### ①基準価額

原則として、委託会社の営業日に日々算出されます。

- 委託会社
- ・ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/
- ・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)
- 販売会社

b<sub>.</sub>

- 販売会社の本・支店、 ができます。 営業所等の窓口で問合せること
- 日本経済新聞

C<sub>.</sub>

原則として、 価格」欄に、 前日付の基準価額が掲載されます。 日本経済新聞 (朝刊) の「オープン基準

## ②受益者への定期報告

(略称:BR-C)

報告書」を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財 の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用 日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券 委託会社は、法令に基づき、当ファンドの計算期間の末 産に係る知られたる受益者に対して交付します。

## ③受益者へのお知らせ

重大な信託約款の変更時等、委託会社が受益者に対して する公告は、日本経済新聞に掲載します。



### ◆受益者

ファンドを取得した投資者のことです。 者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に 対する請求権、解約請求権などの権利を有し ています。

### ◆基準価額

純資産総額を計算日における受益権の総口数 で割ったものです。なお、便宜上 1 万口単位 に換算した価額で表示されることがあります。



# 4 リスクと留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式など することとなります。 当ファンドに生じた利益および損失は、 す。したがって、元金が保証されているものではありません。 スクもあります。)に投資しますので、 の値動きのある証券(外貨建資産には、この他に為替変動リ 基準価額は変動しま すべて受益者に帰属

当ファンドの基準価額は、 損失を生じるおそれがあります。 主に以下のリスクにより変動

## ①株価変動リスク

想される局面となった場合には、当該株式の価格は大き 準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基 影響を受け損失を被ることがあります。 ります。)。このような場合には、ファンドの基準価額が く下落することがあります(価格がゼロになることもあ もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予 落することがあります。また、株式の発行者に経営不振 給等を反映して変動し、 株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、 短期的または長期的に大きく下 市場の需

## ②為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファン ドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間 とがあります 落します。したがって、 通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下 スクをいいます。外貨建資産の価格は、 国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリ の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、 合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被るこ 外貨建資産の価格が下落した場 通常、 当該外国 外

## ③カントリーリス**ク**

規制、 判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあり 券市場が混乱し、 があります。 チャーが未発達であり、低い流動性、 券取引量が小さく、法制度(証券市場の法制度、政府の には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、 ります。またエマージング・マーケット(新興国市 発行国の政治、経済、社会情勢の変化により、 国の証券市場に比ベカントリーリスクが高くなり、これ ます。このように、エマージング・マーケットは先進諸 情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資 ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、 によりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ること 税制、外国への送金規制等)やインフラストラク 証券価格が大きく変動する可能性があ 高い価格変動性、 市場規模、 企業 証

## ④信用リスク

の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファ およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等 投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化 ンドの基準価額が下落し、 損失を被ることがあります。

## ⑤流動性リスク

うな場合には、 アンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがありま 的に有価証券等を売買できないことがあります。このよ 急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場 市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、 または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、 当該有価証券等の価格の下落により、 機動

### ◆円安

量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても

日本円と外国通貨とを交換する比率 (= 為替 -ト)は常に変化するものです。日本円の 価値が外国通貨より低くなることを円安とい います。たとえば、昨日1ドル115円で、 今日1ドル117円に変化するような状況の ことです。

⑥ファンドの資金流出入に伴うリスク

当ファンドの追加設定(ファンドへの資金流入)および

部解約(ファンドからの資金流出)による資金の流出

基準価額が影響を受ける場合があります。

### ◆債務不履行

般に公社債などの発行者が、事前に約束し た利払いを遅延したり、元本の償還が不能に なることをいいます。デフォルトともいいま

◆リスク 投資の世界では、予想されるリターン(収益) のブレ(変動)の大きさを指します。「リスク が高い」ということは、当初に期待したリタ ーン(収益)にならない可能性が高いという ことです。期待に反して損失を被る可能性も あります。リスクとリターンは一般的に比例 の関係にあり、高いリターン(収益)が期待 できる商品はリスク(変動性)も高くなります。

資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方

があります。

針にしたがった運用ができない場合があります。

当ファンドは、受益権の口数が50億口を下回ることとな

った場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されること



大量に売却しなければならないことがあります。その際 があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約 け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了 原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付 大きく変動する可能性があります。 には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が

額が影響を受けることがあります。 ドにおいて売買が生じた場合等には、 また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファ ンドの追加設定・一部解約等により、 当該マザーファン ファンドの基準価

## ⑦その他の留意点

当ファンドの資産規模によっては、運用の基本方針に基 委託会社は、証券取引所 能性があります。 得申込み・解約請求の受付けを取り消すことができます。 解約請求の受付けを中止することおよび既に受付けた取 重大な政治体制の変更、 や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや ける非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更 替取引の停止その他やむを得ない事情 行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所\_ 取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を といい 第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所 には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可 くは流動性の極端な減少等)があるときは、取得申込み: といいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為 に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条 つく運用が効率的にできない場合があります。その場合 取引所のうち、 有価証券の売買または金融商品 戦争等)による市場の閉鎖もし (金融商品取引法第2条第16項 (投資対象国にお

- 付けを行いません。 当ファンドは、次の日は取得申込みおよび解約請求の受 ・フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフ
- ルトの銀行の休業日
- ます。 法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあり

徴的な税制、 投資対象国の政府当局による、 悪影響を被る可能性があります。 導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が 海外からの送回金規制などの様々な規制の 海外からの投資規制や課



### ◆円高

日本円と外国通貨とを交換する比率 -ト)は常に変化するものです。 価値が外国通貨より高くなることを円高とい います。たとえば、昨日1ドル120円で、 今日1ドル118円に変化するような状況の ことです。





①取得申込みの受付けは、原則として販売会社の営業日(た 得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付けに係 付分として取り扱います。 る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受 クフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。)に取 だし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフラン

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配 ちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。 るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、 動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出 得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自 資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取 金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投 時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配

問合せください。 止を申し出ることができます。詳しくは、 りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停 す。)を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取 たがって契約\*(以下「自動けいぞく投資契約」といいま は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にし 「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者 販売会社にお

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義 務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあ この場合、 該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、 第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を 株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) 替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、 を行うため後述の「振替機関に関する事項」に記載の振 同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替 販売会社に、取得申込みと

します。

るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増 当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座 加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は 定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載ま 替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委 たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振 された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新 行うことができます。委託会社は、追加信託により分割 託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規 に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を た旨の通知を行います。 万法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定! た受益権については追加信託のつど、振替機関の定める には記録を行います。受託会社は、 以下「振替機関等」といいます。)の口座を申し出 追加信託により生じ

③申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とし 期間終了日(決算日)の基準価額とします。基準価額に 合せください。 ます。ただし、収益分配金を再投資する場合は、 ついては、販売会社または委託会社の後記照会先にお問 各計算

④申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし: 収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込 照会先にお問合せください。 単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3・15% (税抜3・0%) を上限として販売会社が定 収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料と 細については、販売会社または委託会社の後記照会先に める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳 お問合せください。

### ◆申込手数料

ファンドの取得申込みの際に投資家が販売会 社に支払う手数料のことです。申込手数料は ファンド毎に販売会社がそれぞれ独自に定め ています。

### ◆自動けいぞく投資

収益分配時に、分配金から税金を差し引いた 金額を無手数料で同・ -ファンドに自動的に再 投資することをいいます。

### ◆販売会社

ファンドの販売を行う会社(証券会社や銀 損保などの金融機関) をいいま 販売会社は、募集の取扱いのほか、解 約請求の受付け、 収益分配金・償還金およ び一部解約金の支払いなどを行い、ファンド に関する投資家への窓口となります。



b

委託会社は、

国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対

証券取引所等における取引の停止、

大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災 象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重

クーデターや重大な政治体制の変更、

戦争等

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日ま いては、販売会社にお問合せください。 でに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細につ

⑦取得申込みの受付けの中止、 受付けの取消し等 既に受付けた取得申込みの

信託財産の効率的な運用に資するため必要があると 得申込みの受付けを制限または停止することができ 委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取

а

### 委託会社(ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社)

取り消すことができます。

することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止 による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)

- ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/
- ■フリーダイヤル

0120-442-785

(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### 申込代金の支払いまで(イメージ図)





### ◆受益権

ファンドの収益を受ける権利のことです。

### ◆申込代金

申込金額(基準価額に取得申込口数を乗じて 得た額)に、申込手数料などを加算した額を いいます。







# )換金(解約)手続等

きます。)に一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除の営業日(ただし、フランクフルト証券取引所の休業日の部解約の実行の請求の受付けは、原則として販売会社部解約の実行を請求することができます。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、そ②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者の口座において当該口数の減少の記がい当該振替機関等の口座において当該の規定にしたの請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うの目座が開設されている振替機関等に対して当該受益者

会先にお問合せください。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照業日の基準価額とします。

先にお問合せください。の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会の解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位

等(課税上の取扱い」をご参照ください。 引いた額となります。詳しくは、後記「7 費用・税金⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し

営業所等において支払われます。た日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、の解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付け

⑦委託会社は、証券取引所等における取引の停止、 当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、 額とします。 除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の 受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合に 実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた 重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もし や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや ける非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更 替取引の停止その他やむを得ない事情 請求を受付けたものとして前記③に準じて計算された価 す。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った くは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の 部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができま 当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解 (投資対象国にお

たものを当日の受付分として取り扱います。

請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了し

ります。詳しくは、販売会社にお問合せください。(注)前記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があ

### ◆買取請求

ファンドの換金方法の一つで、受益権を販売 会社に買い取ってもらうことにより換金する 方法をいいます。



### 委託会社(ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社)

- ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/
- 0120-442-785 ■ フリーダイヤル

(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### 解約代金の受取りまで(イメージ図)

解約を申し込む 解約代金の受取り 解約価額の決定 解約請求受付日の翌営業日 原則として解約請求受付日 の基準価額が適用されます。 から起算して7営業日目か らお受取りできます。











### <個人の受益者の場合>

以下の内容は平成21年9月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

時期	項目	受益者の費用・税金								
申 込 時	申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手 数料率を乗じて得た額								
信託期間中	信託報酬*	(税抜1.88%) 販	内訳】 読会社 年率0.945% (税抜0.90%) 託会社 年率0.945% (税抜0.90%) 話会社 年率0.084% (税抜0.08%)							
収益分配金 受 取 時	税金	普通分配金×10%(所得税7%、地方税3%) (注)税率は平成24年1月1日から20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。								
解約請求による	信託財産 留保額	ありません。								
換金時	税金	一部解約時の差益×10%(所得税7%、地方税3%) (注) 税率は平成24年1月1日から20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。								
ファンド の償還時	税金	償還時の差益×10% (所得税7%、地方税3%) (注) 税率は平成24年1月1日から20% (所得税15%、地方税5%) となる予定です。								

※信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は、毎計算期 末または信託終了のとき、信託財産より支払われます。

また、マザーファンドの運用の指図を行うディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハーに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

委託会社および受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

(注)課税上の取扱いの詳細については、後記「課税上の取扱い」をご参照ください。

買取請求については、販売会社にお問合せください。

### ◆信託報酬

受益者が信託財産から間接的に負担する費用です。委託会社、受託会社、販売会社がそれぞれの業務に対する報酬として受け取るもので、ファンド毎に一定の率が契約によって決められています。



②委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する

託財産から受領することができます。この場合、委託会 諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信 会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。

受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)および受託

### 申込みから換金(解約)および償還までの費用の概要(イメージ図)

### 収益分配時 【費用·税金 等】 申 込 所得税· 所得税· 所得税· 手数料 地方税 地方税 地方税 信託報酬(毎日)等

※詳細は前記をご参照ください。

て得た金額とします。

その他の手数料等

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、 信託財産 産

中から支弁します。 ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 (監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、 印刷費用、 郵

> ④前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める 場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を诵 期中にあらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限 を定める場合、 固定率または固定金額を変更することができます。

⑤信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売 び先物取引・オプション取引等に要する費用についても 消費稅等相当額、 財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る 買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託 信託財産が負担するものとします。 資産を外国で保管する場合の費用およ

③前記②において、諸費用の上限、 もったうえで、実際または予想される費用額を上限とし わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積 かかる諸費用は、 じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。 ます。また、委託会社は実際に支払う金額を受領する代 上限は、信託財産の純資産総額に年率0・10%を乗じ なお、有価証券届出書提出日現在、 託財産から支払われます。 もできます。 て固定率または固定金額にて信託財産から受領すること あらかじめ受領する金額に上限を付することができ 現に信託財産のために支払った金額を受領する際 委託会社は信託財産の規模等を考慮して、 毎計算期末または信託終了のときに信 固定率または固定金額 前記②により定める

## 用語解説

### ◆収益分配

ファンドの決算時に、運用の結果あげられた 収益などを受益権の口数に応じて受益者に分 配することをいいます。収益分配金は、 として決算日から起算して5営業日までに販 売会社を通じて支払いを開始します。







## 課税上の取扱い

税については、以下の取扱いとなります 日本の居住者 (法人を含みます。) である受益者に対する課

# ①個別元本方式について

元本)にあたります。 税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別 益権の価額等(申込手数料および申込手数料に係る消費 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合 算出されます。 原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより

金」については下記 その後の当該受益者の個別元本となります。 時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、 受益者が特別分配金を受け取った場合、 けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコー を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動 また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンド ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合 については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。 個別元本の算出が行われる場合があります。 「②収益分配金について」をご参照 収益分配金発生 (「特別分配

## ②収益分配金について

者の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別がありま 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる 「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受益

当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(≔)当該収 または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、 落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合 受益者が収益分配金を受け取る際、(一) 当該収益分配金

> 回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金 益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下 額が普通分配金となります。 となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した

## ③課税の取扱いについて

が変更されることがあります。 以下の内容は平成21年9月末日現在施行されている税法 に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容

# 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

税を選択することもできます。 率による源泉徴収が行われ、 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については 原則として10%(所得税7%および地方税3%)※−の税 確定申告を行い、 総合課税または申告分離課 申告不要制度が適用されま

# 一部解約金、償還金の取扱い

の税率による申告分離課税が適用されます。 り、原則として10%(所得税7%および地方税3%)※-部解約時および償還時の差益については譲渡所得とな

当控除の適用はありません。 配金のみであり、特別分配金は課税されません。 収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分 また、 配

# 法人の受益者に対する課税

▼収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い 部解約時および償還時の個別元本超過額については、7 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに 額となります。 (所得税のみ)※2の税率で源泉徴収され、 なお、 地方税の源泉徴収はありません。 法人の受取

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分 金不算入制度は適用されません。 配金のみであり、 特別分配金は課税されません。 また、 益

※1 税率は平成24年1月1日から20%(所得税15%および地方税5%

### ◆特別分配金

ファンドの決算のときに受け取る分配金の中 「元本の一部の払い戻しに相当する部分」 て非課税扱いになる分配金のことです。

### ◆個別元本

各受益者の取得元本(申込手数料および当該 申込手数料に係る消費税等相当額は含まれま

ファンドの決算のときに受け取る分配金の中 課税される分配金のことです。



(注2)

ご確認ください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署に

※2 税率は平成24年1月1日から15%(所得税のみ)となる予定です。 (注1)前記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があり ます。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは販売会社に お問合せください。

となる予定です。

## ファンドの仕組み

### ①ファミリーファンド方式により運用します。 その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な 申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、 運用および管理面の合理化・効率化をはかるため、 「ファミリーファンド方式」とは:

取得

運用を行う仕組みです。

### マザーファンド ファンド DWS世界新興国株式ファンド (愛称: りそな BRICsプラス) ドイチェ・アセット・ マネジメント株式会社 (信託財産の運用指図等) 証券投資信託契約 投資信託受益権の募集・販売の 取扱い等に関する契約 投資顧問契約 販売会社

ファンドの仕組み

### ◆委託会社 信託財産の運用指図等を行う運用会社をいい ます。商品の性格や運用方針などを決め、投 用語解説 資家に商品を説明する目論見書や運用内容・ 結果を説明する運用報告書の作成などを行い ます。





C<sub>.</sub>

「販売会社



# ②委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、 運営上の役割は次の通りです。 ファンドの

委託会社の概況

# ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 (「委託会

当ファンドの委託会社として、 受託会社との信託契約の締結、 の作成等を行います。 目論見書・運用報告書 信託財産の運用指図:

# 株式会社りそな銀行(「受託会社」) . |再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行

b<sub>.</sub>

理する外国の金融機関への指図等を行います。 銀行株式会社に委託することができます。 信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託 の保管・管理、 れに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産 委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、 株式会社) 基準価額の計算、 外国証券を保管・管 なお、

### 資本金の額 (2009年9月末現在)

において、

委託会社は、

した場合、

信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等

運用の指図に関する権限の委

託を中止または委託の内容を変更することができます。

を受けた者が、法律に違反した場合、

信託契約に違反

なお、委託

マザーファンドの運用指図等を行います。

### 沿革

資本金の額

1990年

1995年

2002年

2005年

3,078百万円

モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立 1985年 1987年

投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

d<sub>.</sub>

ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・

ゲー・エム・ベー・ハー(「投資顧問会社」)

アンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、 扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当フ

還金および一部解約金の支払い等を行います。

一部解約の実行の請求の受付け、

収益分配金·

販

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、

ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更

証券投資信託委託会社免許取得

ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更 1996年 1999年

バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更

チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併

ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合

資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

### 大株主の状況 (2009年9月末日現在)

ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

シンガポール048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10 61,560株 100%

所有株式 所有比率

### ◆受託会社

信託財産の保管・管理を行う信託会社または 信託業務を行う銀行をいいます。委託会社と 締結した信託契約に基づいて、信託財産の 保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保 管・管理する外国の金融機関への指図または 連絡などの業務を行います。

### ◆目論見書

ファンドの内容を説明する法定文書です。 ファンドの申込者に必ず交付しなければなら ない「交付目論見書」と、投資家から請求が あった場合に交付される「請求目論見書」が あります。なお、別称として「投資信託説明 書」と称して使用する場合があります。



運用体制

### ①ファンドの運用体制 ● 投資環境調査

### 投資戦略会議 ● 資産別動向予測 運用戦略の方向性の決定 ● ファンド運用 ● ファンド運用 計画の作成 計画の承認 運用担当者 委託 資産配分の執行 ポートフォリオの構築 コンプライアンス部 モニタリング・チーム ● 顧客運用ガイドライン

運用体制

● 執行状況のモニタリング ポートフォリオの構築

> 委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限 各運用担当者および必要に応じて関係部署の代表者が参加 ずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し ミッティー、 運用部が行います。 リスク管理等のその他運用に関連する業務は、 運用計画の作成、 をディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲ して行われます。 に委託します(以下、「運用委託先」という場合があります。)。 ・エム・ベー・ハー 投資戦略会議、 運用評価会議の3つがあります。 法令等の遵守状況確認、運用評価および インベストメント・コントロール・コ 当該運用部における主な意思決定機関 (所在地:ドイツ フランクフルト) これらはい 委託会社の

な情報交換および定期的な訪問などを通じて、 要な意思決定を行います。 投資戦略会議では、 令遵守面**、** 運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続 程により定められています。 れらの運用体制については、 の要因分析や投資行動、 顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、 定など、 インベストメント・コントロール・コミッティーでは、 運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議しま 業務執行面から評価を行います。評価結果は 投資環境予測や運用戦略の方向性の 均 運用評価会議では、 性等を含めて審議します。こ 社内規程および運用部部内規 運用面、 超過収益率 必 前 法

述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報 同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行い



運用評価会議

パフォーマンス分析 均一性のチェック ● リスクコントロール

● 運用上の改善点の検討 ● ガイドラインの遵守状況

● その他法令遵守状況

ます。

〈内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織〉







### 運用の流れ

DO

-トフォリオの構築

●承認された運用計画にしたがって、 ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・ |個々の投資判断については、必要に応じて、 運用業務管理等の社内規程に則り、 フォリオの管理を行います。 フォリオの構築を行います。 ポート 术

サービス・ゲー・エム・ベー・ハーに所属

する運用チームへ委託を行います。

●インベストメント・コントロール・コミッ ▲コンプライアンス部のモニタリング・チー 運用評価会議では、 や運用上の改善すべき点などについて検討ティーにおいて、ガイドラインの遵守状況 を行います。 分析すると共に、リスク管理の状況や他フ 反等がないかチェックを行います。 ファンドの運用成績を

SEE

行います。

アンドとの均一性などについてレビューを

### PLAN

運用計画の作成に当たっては、

グローバル

ト・グループの海外拠点と情報交換を行い、 に展開するドイチェ・アセット・マネジメン

運用計画の作成

●投資戦略会議において、各投資対象につい 運用担当者は、投資戦略会議の方針にした ての大まかな運用方針を決定します。 フ・インベストメント・オフィサーの承認 がってファンドの運用計画を作成し、チー 世界の投資環境について分析を行います。

> ついては代表取締役が行う意思決定を補佐する機関として 役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項に

部から独立した立場でガイドライン遵守状況および利益相 の役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用 務め、委託会社の業務運営、リスク管理および内部統制等

取締役会決議事項については取締

に係る諸問題を把握し、

活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告しま

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その

す。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を

### な人員を確保しております。 織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分 対して問題点の指摘、 の有効性および業務プロセスの効率性を検証し、 活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制 反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング 改善点の提案を行います。前記各組

経営陣に

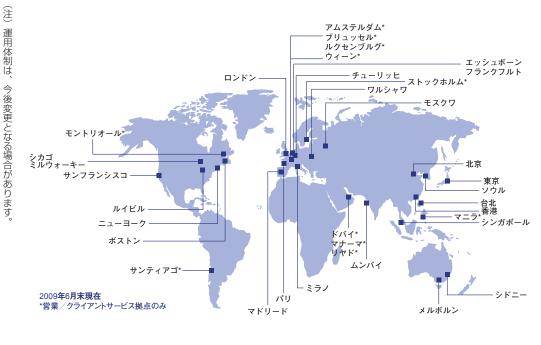
# 〈委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制〉

当ファンドの受託会社に対する管理については、 めるものとします。 監査の実施状況)の観点から、定期的に運用委託先を定量 運用委託先に対しては、 が判明した場合、直ちに運用委託先に報告および是正を求 討します。 は評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検 コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティー 的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・ マンス実績)、信用力、リスク管理能力(運用ガイドライ き管理します。委託会社は、資産運用能力(運用パフォー ニターしております。 び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモ 信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行およ ンの遵守状況含む。)および内部統制の状況(または内部 また重要な契約違反、エラーまたは問題点など 運用委託に関する社内規程に基づ 証券投資

# ②ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上に拠 が緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点から調 リサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナル 点を構え、 査·分析、 総勢844人のファンド・マネジャーおよび

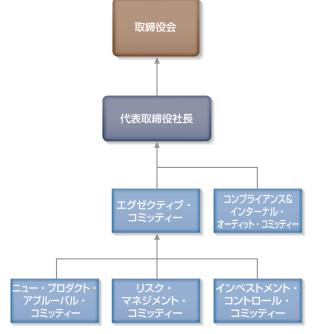
運用業務などを推進しています。



委託会社のリスク管理体制は次の通りです。

投資リスクに対する管理体制

# ①リスク管理体制について



## す。 機関であるとともに、それ以外の事項については、

◆エグゼクティブ・コミッティー ②各コミッティー等の概要

握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問

業務運営、リスク管理および内部統制等に係る諸問題を把

### ◆リスク・マネジメント・コミッティー 締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担いま リスク管理(主として自己勘定および委託会社全体に係る 毎月開催 代表取

## 用語解説

◆ファンド・マネジャー ファンドの運用に携わる専門家のことをいいます。



**専門制業です。** です。 リスク)および内部統制に係る事項について決議する機関

毎月開催

# ◆インベストメント・コントロール・コミッティー

思決定を行う決議機関です。・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意

毎月開催

# **◆ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー**

す。いても、同様に検討し、当該変更の承認を決議する機関でいても、同様に検討し、当該変更の承認を決議するとし、導入の承認を決議するとともに、既存商品の変更につ新商品の導入にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討

随時開催

# ▼コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミ

思決定を行う決議機関です。 員の表彰・懲戒に係る事項を含む。)を把握し、必要な意法務、コンプライアンスおよび監査に係る諸問題等(役職

3ヵ月毎に開催

## ◆コンプライアンス部

管理を行います。 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の

ク、取締役会への報告を行います。 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェッ

します。
遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックアンス部モニタリング・チームが顧客投資ガイドラインの資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライ

- ・運用ガイドラインのモニター
- ・取引の妥当性のチェック
- 利益相反取引のチェック

### ◆監査部

証を行います。ける内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検・監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社にお

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。



# 9 その他

公社債等

たがって、時価評価します。

法令および社団法人投資信託協会規則にし

## 運営等に関する事 ファンド管理の概要および 項について

## ■資産の評価

をいいます。 額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」とい います。) を、 会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総 有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協 基準価額とは、 〈基準価額の計算方法等について〉 計算日における受益権総口数で除した金額 信託財産に属する資産(受入担保金代用

受益権1口当たりの純資産額が基準価 委託会社の下記照会先にお問合せくだ 基準価額については、販売会社または 社の営業日に日々算出されます。 ます。基準価額は、原則として委託会 換算した価額で表示されることがあり 額です。なお、便宜上1万口当たりに

の基準価額が掲載されます。 の「オープン基準価格」欄に、 また、原則として日本経済新聞 (略称:BR-C) 前日付 (朝刊)

〈運用資産の評価基準および評価方法〉

マザーファンド

基準価額で評価します

委託会社(ドイチェ ・アセット・マネジメント株式会社)

■ ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/ 0120-442-785

■ フリーダイヤル (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### 保管

客先物売買相場の仲値により評価します。

原則として、

わが国における計算日の対

客電信売買相場の仲値により評価します。 原則として、わが国における計算日の対顧

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿 関する該当事項はありません。 に記載または記録されることにより定まるため、

### 信託期間

(平成19年1月31日)

から無期限とし

ます。 信託契約締結日

### 計算期間

①当ファンドの計算期間は、毎年2月19日から8月18日 を原則とします。 までおよび8月19日から翌年2月18日までとすること

②前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日 次の計算期間が開始されるものとします。 算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より (以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、 各計

### 一信託の終了

①委託会社は、信託契約の一部を解約することにより: 受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、信 めに有利であると認めるとき、 託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のた 情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信 またはやむを得ない事

用語解説

### ◆信託期間

ファンドが設定されてから償還されるまでの 期間をいいます。

ファンドの概要

株式

いては、原則として、計算日に知りうる直 最終相場(外国で取引されているものにつ 原則として、証券取引所における計算日の

近の日の最終相場)で評価します

費用·税金等







とする旨を監督官庁に届け出ます。 この場合において、委託会社はあらかじめ解約しよう 託契約を解約し、 信託を終了させることができます。

②委託会社は、前記①の事項について、あらかじめ解約 をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付 に対して書面を交付したときは、 します。 行いません。 しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面 ただし、この信託契約に係るすべての受益者 原則として、 公告を

③前記②の公告および書面には、受益者で異議のある者 旨を付記します。 は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき ものとします。 なお、 一定の期間は一月を下らな

④前記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権 の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 前記①の信託契約の解約をしません。

⑤委託会社は、この信託契約の解約をしないこととした られたる受益者に対して交付します。ただし、この信 これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知 ときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、 託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付した 原則として、公告を行いません。

⑥前記③から⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、 真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書

## ■信託約款の変更

①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときま 合意のうえ、この信託約款を変更することができるも たはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と

> 内容を監督官庁に届け出ます。 あらかじめ、変更しようとする旨およびその

②委託会社は、前記①の変更事項のうち、その内容が

およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載 の受益者に対して書面を交付したときは、 して交付します。ただし、この信託約款に係るすべて した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対 大なものについて、あらかじめ、 公告を行いません。 変更しようとする旨 原則として

③前記②の公告および書面には、受益者で異議のある者 ものとします。 旨を付記します。 は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき なお、 一定の期間は一月を下らな

④前記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権 の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは 前記①の信託約款の変更をしません。

⑤委託会社は、この信託約款の変更をしないこととした られたる受益者に対して交付します。ただし、この信 これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知 ときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、 託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した ときは、原則として公告を行いません。

# |信託契約に関する監督官庁の命令

①委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令 約し信託を終了させます。 を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解

②委託会社は、

監督官庁の命令に基づいてこの信託約款

の規定にしたがいます。 を変更しようとするときは、

# 前記「■信託約款の変更

### ◆信託約款

ファンドの運営・管理上の基本となる運用方 針や仕組み等を定めているものです。 [言託及び投資法人に関する法律] に基づいて 作成され、あらかじめ監督官庁に届出が行わ れます。委託会社と受託会社は、信託約款に 基づいてファンドの運営・管理を行います。

### ◆公告

公共団体、企業が、ある事項を広く一 に知らせること。官報 ・新聞への掲載や掲示 など文書によるものをいいます。

# ■委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

②前記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約 ①委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき 解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社 託約款の変更 ④」に該当する場合を除き、当該投資 き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「■信 は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引

## ■運用報告書

信託委託会社と受託会社との間において存続します。

報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産 券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用 委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の に係る知られたる受益者に対して交付します。 末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証

# 関係法人との契約の更改等

①投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 当初の契約の有効期間は、 ずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に 期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社い なすことにより当該契約を解約することができます。 売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前に いてもこれと同様とします。また、委託会社または販 1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いにつ 1年間とします。 ただし、

## ②投資顧問契約

続けるものとします。 どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができ 契約の期間については、特段の定めはありません。た より別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を ます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社に 90日以上前の書面による相手方への通知により、

# ■委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ①委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することが することがあります。 あり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡
- ②委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継 る事業を承継させることがあります。 させることがあり、これに伴い、この信託契約に関す

# ■受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- ①受託会社は、 託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任 が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「■信 ができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所 合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社また することができます。受託会社がその任務に背いた場 は受益者は、 委託会社の承諾を受けてその任務を辞任 裁判所に受託会社の解任を請求すること
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会 社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

掲載します。 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に

# |信託約款に関する疑義の取扱い

と受託会社との協議により定めます。 信託約款の解釈について疑義が生じたときは、

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部に 務を行います。 の場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事 信託契約を締結し、これを委託することがあります。そ ついて日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再

用語解説

運用体制







## 受益者の権利等

# ①収益分配金に対する請求権

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日 分に応じて請求する権利を有します。 受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持 から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとしま 支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その 加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。 配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増 原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。 社の名義で記載または記録されている受益権については に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前 算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益 または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決 までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分

# ②償還金に対する請求権

権利を有します。受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する

ものとします。受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属する受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属する10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から

# ③受益権の一部解約請求権

す。
けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われまけた日から起算して7営業日目から受益者に支払われま一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を

## ④反対者の買取請求権

## ⑤帳簿閲覧権

ることができます。の信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求す受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンド

# 内国投資信託受益証券の形態等

格付けは取得していません。 契約型の追加型証券投資信託の受益権です

受益権には無記名式や記名式の形態はありません。 替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、 託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振 替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより 権の帰属は、 当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益 とにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。 委 定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されるこ 後述の「振替機関に関する事項」に記載の振

### 発行 (売出) 価額の総額

・兆円を上限とします。

## 申込期間

平成21年5月19日から平成22年5月18日まで (継続申込期間)

クフルトの銀行の休業日には、 ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフラン 申込みの受付けは行いません。

\* 継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出すること により更新されます。

# 振替機関に関する事項

株式会社証券保管振替機構 振替機関は次の通りです。

## 払込期日

受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。 る日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して 各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われ す。詳細については、販売会社にお問合せください。 日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとしま 当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める

## 申込取扱場所 ·払込取扱場所

会先にお問合せください。 販売会社については、委託会社の下記照 行った販売会社において取り扱います。 払込みは原則として、 等において申込みの取扱いを行います。 原則として販売会社の本・支店、営業所 申込みの取扱いを

### 委託会社(ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社)

■ ホームページアドレス http://www.dami.co.ip/ ■ フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### ◆追加型株式投資信託

当初設定後も追加設定が行われ、追加設定分 も当初の信託財産とともに運用される株式投 オープン型投資信託ともいいま 資信託で、 す。基本的にいつでも時価で買付・売却が可 能です。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の

入手方法

手続等 手続等)

留意点 リスクと

手続等 (解約)

費用・税金等

一ファンドの仕組み 運用体制

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法およ

び前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業

務規程その他の規則にしたがって支払われます。

記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前

に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるもの

|振替受益権について

その他

とします。

用語解説





# 内国投資信託受益証券事務の概要

### ①名義書換について

該当事項はありません。

## ②受益者集会について

在しません。受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存

d<sub>.</sub>

## ③受益者に対する特典

該当事項はありません。

# ④内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

とします。手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるもの譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の

- の申請をするものとします。
  記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または。
- b. 前記a. の申請のある場合には、前記a. の振替機関 b. 前記a. の申請のある場合には、前記a. の振替機関 の場が、譲受人の振替先口座に受益権の口数の が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受 が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受 が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受 の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規 のにしたがい、譲受人の保有する受益権の口数の増 の増加の記載または記録が行われるよう通知するも のとします。

- C. 前記a. の振替について、委託会社は、当該受益者 の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されて の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されて の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されて
- ことができません。よらなければ、委託会社および受託会社に対抗する受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録に

### ⑤受益権の再分割

きるものとします。ころにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割で委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めると

### ⑥償還金

います。 に支払 立権については原則として取得申込者とします。)に支払 前のため販売会社の名義で記載または記録されている受 当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払 部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、 載または記録されている受益者(償還日以前において一 で取得申込代金支払 で取得申込代金支払

# ⑦質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

等にしたがって取り扱われます。については、約款の規定によるほか、民法その他の法令行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等ている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録され

費用

### (1)【投資状況】

### 「DWS世界新興国株式ファンド」

(平成21年 9月30日現在)

			(1)20日1日 07100日7日上7
資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	23, 192, 031, 166	100. 37
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	_	△85, 037, 838	△0.37
合計(純資産総額)	_	23, 106, 993, 328	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (参考情報)

### 「DWS世界新興国株式マザーファンド」

(平成21年 9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	543, 425, 040	2. 14
	カナダ	1, 321, 429, 706	5. 20
	イギリス	217, 668, 000	0.86
	バミューダ	390, 753, 636	1.54
	香港	798, 795, 000	3. 14
	ルクセンブルグ	482, 668, 605	1.90
	インドネシア	348, 035, 000	1.37
	メキシコ	900, 592, 825	3. 54
	ブラジル	5, 239, 076, 448	20.62
	韓国	1, 376, 162, 187	5. 42
	台湾	1, 920, 474, 654	7. 56
	インド	2, 774, 518, 528	10. 92
	南アフリカ	841, 902, 350	3. 31
	ロシア	3, 177, 065, 395	12.50
	中国	2, 994, 483, 120	11.78
	ケイマン	560, 217, 195	2. 20
	小計	23, 887, 267, 689	94. 01
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	_	1, 522, 270, 722	5. 99
合計(純資産総額)		25, 409, 538, 411	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。







### (2)【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】 「DWS世界新興国株式ファンド」

<評価額(全銘柄)>

(平成21年 9月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託	DWS世界新興国株式	30, 010, 392, 296	0. 7233	21, 706, 516, 748	100, 37
н4	受益証券	マザーファンド	50, 010, 552, 250	0.7728	23, 192, 031, 166	100.51

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

### <種類別投資比率>

(平成21年 9月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100. 37
合計	-	100. 37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

### (参考情報)

### 「DWS世界新興国株式マザーファンド」

<評価額(上位30銘柄)>

(平成21年 9月30日現在)

						1 14001	
国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ブラジル	株式	VALE SA-PREF A	素材	700, 000	1, 641. 83 1, 843. 66	1, 149, 282, 810 1, 290, 568, 370	5. 08
ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	エネルギー	500, 000	1, 953. 18 2, 061. 19	976, 594, 500 1, 030, 597, 400	4.06
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR- SP ADR	半導体・半導 体製造装置	998, 001	937. 80 973. 36	935, 926, 787 971, 420, 141	3. 82
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サー ビス	900, 000	967. 46 887. 55	870, 718, 286 798, 795, 000	3. 14
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	130, 000	4, 173. 96 4, 943. 50	542, 615, 315 642, 656, 040	2. 53
ロシア	株式	GAZPROM RTS CLASSIC	エネルギー	1, 150, 000	464. 58 538. 10	534, 268, 725 618, 818, 047	2.44
インド	株式	STERLITE INDUSTRIES INDI-ADR	素材	400, 000	1, 116. 79 1, 414. 49	446, 719, 920 565, 797, 120	2. 23
ロシア	株式	OAO ROSNEFT OIL CO-GDR	エネルギー	800, 000	508. 78 685. 59	407, 027, 520 548, 476, 800	2. 16
アメリカ	株式	NII HOLDINGS INC	電気通信サー ビス	200, 000	2, 093. 12 2, 717. 12	418, 625, 944 543, 425, 040	2. 14
インド	株式	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財	120, 000	4, 100. 75 4, 276. 81	492, 090, 000 513, 217, 440	2. 02
カナダ	株式	IAMGOLD CORP	素材	400, 000	1, 024. 93 1, 248. 06	409, 972, 240 499, 226, 960	1.96
カナダ	株式	SILVER WHEATON CORP	素材	450, 000	895. 04 1, 105. 97	402, 771, 042 497, 688, 570	1.96
ロシア	株式	OAO GAZPROM SPON ADR	エネルギー	230, 000	1, 709. 47 2, 152. 41	393, 180, 285 495, 054, 438	1. 95
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	7, 000, 000	61. 69 69. 14	431, 844, 000 483, 991, 200	1. 90
ルクセンブ ルグ	株式	TENARIS SA-ADR	エネルギー	150, 000	2, 663. 22 3, 217. 79	399, 483, 031 482, 668, 605	1. 90
南アフリカ	株式	HARMONY GOLD MINING CO LTD	素材	500, 000	894. 52 956. 06	447, 264, 121 478, 030, 850	1.88
中国	株式	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	素材	5, 400, 000	76. 35 88. 11	412, 335, 360 475, 819, 920	1.87



メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	電気通信サー ビス	120, 000	4, 023. 33 3, 959. 31	482, 800, 711 475, 118, 028	1. 87
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	1, 150, 000	378. 38 396. 92	435, 137, 248 456, 462, 600	1.80
ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	電気通信サー ビス	100, 000	3, 745. 51 4, 438. 33	374, 551, 920 443, 833, 200	1. 75
ブラジル	株式	TIM PARTICIPACOES SA- ADR	電気通信サー ビス	200, 000	1, 946. 73 2, 199. 31	389, 346, 360 439, 863, 960	1. 73
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導 体製造装置	303, 606	1, 341. 98 1, 445. 21	407, 436, 215 438, 777, 463	1. 73
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	600, 000	703. 41 726. 33	422, 046, 411 435, 801, 600	1. 72
ロシア	株式	SBERBANK RF-\$ US	銀行	2, 350, 000	125. 84 182. 22	295, 730, 932 428, 226, 870	1. 69
メキシコ	株式	GRUPO MEXICO SAB DE CV SER B	素材	2, 533, 333	125. 79 167. 95	318, 683, 664 425, 474, 797	1. 67
韓国	株式	SK TELECOM	電気通信サー ビス	30,000	13, 308. 30 13, 731. 75	399, 249, 266 411, 952, 500	1. 62
インド	株式	NTPC LIMITED	公益事業	1,000,000	387. 66 399. 50	387, 669, 082 399, 500, 000	1. 57
インド	株式	ICICI BANK LTD-SPON ADR	銀行	120, 000	2, 705. 27 3, 278. 23	324, 633, 031 393, 387, 768	1. 55
バミューダ	株式	BUNGE LIMITED	食品・飲料・ タバコ	70, 000	5, 761. 21 5, 582. 19	403, 285, 305 390, 753, 636	1. 54
韓国	株式	KT&G CORP	食品・飲料・ タバコ	70, 000	5, 126. 08 5, 423. 85	358, 825, 704 379, 669, 500	1. 49

<sup>(</sup>注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

### <種類別および業種別投資比率>

(平成21年 9月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	16. 90
		素材	23. 38
		資本財	7. 86
		耐久消費財・アパレル	0.86
		小売	0.69
		食品・飲料・タバコ	3. 03
		家庭用品・パーソナル用品	1. 25
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.03
		銀行	8. 45
		各種金融	1.06
		保険	3. 51
		不動産	1.30
		ソフトウェア・サービス	1.39
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.01
		電気通信サービス	12. 25
		公益事業	3. 49
		半導体・半導体製造装置	5. 55
		小計	94. 01
		合計	94. 01

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率をいいます。

### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。







### (3)【運用実績】

### ①【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成19年 8月20日)	40, 987	40, 987	0. 9973	0. 9973
第2期 (平成20年 2月18日)	34, 640	38, 048	1. 0083	1. 1075
第3期 (平成20年 8月18日)	31, 829	31, 829	0. 8961	0. 8961
第4期 (平成21年 2月18日)	13, 305	13, 305	0.3861	0. 3861
第5期 (平成21年 8月18日)	21, 745	21, 745	0. 6235	0. 6235
平成20年 9月末日	22, 724	-	0.6528	-
平成20年10月末日	15, 337	_	0.4450	_
平成20年11月末日	13, 531	_	0.3915	_
平成20年12月末日	13, 510	_	0.3913	_
平成21年 1月末日	12, 914	_	0. 3740	_
平成21年 2月末日	13, 682	_	0. 3972	_
平成21年 3月末日	15, 247	_	0. 4437	_
平成21年 4月末日	17, 413	_	0. 5047	_
平成21年 5月末日	20, 954	_	0.6059	_
平成21年 6月末日	20, 941	_	0. 5999	_
平成21年 7月末日	22, 303	_	0. 6395	_
平成21年 8月末日	22, 045	_	0. 6316	_
平成21年 9月末日	23, 106	_	0.6644	_

<sup>(</sup>注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

### ②【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成19年 8月20日	0.0000
第2期	平成20年 2月18日	0.1000
第3期	平成20年 8月18日	0. 0000
第4期	平成21年 2月18日	0.0000
第5期	平成21年 8月18日	0.0000

### ③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成19年 1月31日~平成19年 8月20日)	△0.3
第2期 (平成19年 8月21日~平成20年 2月18日)	11.0
第3期 (平成20年 2月19日~平成20年 8月18日)	△11.1
第4期 (平成20年 8月19日~平成21年 2月18日)	△56. 9
第5期 (平成21年 2月19日~平成21年 8月18日)	61.5
(注9) 収代率は 小粉第9位を皿栓玉入しています	

<sup>(</sup>注2) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。



- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務 諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- (2) 当財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書 は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

### DWS世界新興国株式ファンド

### (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第4期計算期間 (平成21年2月18日現在)	第5期計算期間 (平成21年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	_	824, 056
親投資信託受益証券	13, 493, 401, 928	21, 945, 700, 717
未収利息	_	2
流動資産合計	13, 493, 401, 928	21, 946, 524, 775
資産合計	13, 493, 401, 928	21, 946, 524, 775
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4, 654, 866	12, 490, 319
未払受託者報酬	7, 474, 418	7, 781, 275
未払委託者報酬	168, 174, 381	175, 078, 655
その他未払費用	7, 822, 889	6, 015, 377
流動負債合計	188, 126, 554	201, 365, 626
負債合計	188, 126, 554	201, 365, 626
純資産の部		
元本等		
元本	34, 464, 708, 674	34, 876, 561, 682
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 21, 159, 433, 300$	$\triangle$ 13, 131, 402, 533
(分配準備積立金)	276, 616, 120	533, 603, 397
元本等合計	13, 305, 275, 374	21, 745, 159, 149
純資産合計	13, 305, 275, 374	21, 745, 159, 149
負債純資産合計	13, 493, 401, 928	21, 946, 524, 775







### (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期計算期間 (自 平成20年8月19日 至 平成21年2月18日)	第5期計算期間 (自 平成21年2月19日 至 平成21年8月18日)
営業収益		
受取利息	_	439
有価証券売買等損益	$\triangle$ 17, 616, 747, 813	8, 371, 493, 772
営業収益合計	$\triangle$ 17, 616, 747, 813	8, 371, 494, 211
営業費用		
受託者報酬	7, 474, 418	7, 781, 275
委託者報酬	168, 174, 381	175, 078, 655
その他費用	7, 822, 889	6, 015, 377
営業費用合計	183, 471, 688	188, 875, 307
	△17, 800, 219, 501	8, 182, 618, 904
経常利益又は経常損失 (△)	$\triangle$ 17, 800, 219, 501	8, 182, 618, 904
— 当期純利益又は当期純損失 (△)	△17, 800, 219, 501	8, 182, 618, 904
<ul><li>一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)</li></ul>	△442, 915, 585	138, 009, 674
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	$\triangle 3,690,720,260$	$\triangle 21, 159, 433, 300$
剰余金増加額又は欠損金減少額	171, 366, 285	516, 604, 458
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	171, 366, 285	516, 604, 458
剰余金減少額又は欠損金増加額	282, 775, 409	533, 182, 921
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	282, 775, 409	533, 182, 921
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	$\triangle 21, 159, 433, 300$	△13, 131, 402, 533

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第4期計算期間	第5期計算期間
項目	(自 平成20年8月19日	(自 平成21年2月19日
	至 平成21年2月18日)	至 平成21年8月18日)
有価証券の評価基準及び評価方		親投資信託受益証券
法	移動平均法に基づき、親投資信託受	同左
	益証券の基準価額で評価しておりま	
	す。	

# ファンドの詳細情報の項目

目は次の通りです。
有価証券届出書「第三部(ファンドの詳細情報)の記載項

第1 ファンドの沿革		
第2 手続等	1 申込(販売)手続等	
	2 換金(解約)手続等	
第3 管理及び運営	1 資産管理等の概要	①資産の評価
		(2) 保管
		(3)信託期間
		(4)計算期間
		(5) その他
	2 受益者の権利等	
第4 ファンドの経理状況	1 財務諸表	①貸借対照表
		(2)損益及び剰余金
		(3) 注記表
		(4) 附属明細表
	2 ファンドの現況	純資産額計算書
第5 設定及び解約の実績		
することができます。 ※ 前記の情報については、	、EDINET(エディネット)でも閲覧	ィネット)でも閲覧



### ◆EDINET (エディネット)

Electronic Disclosure for Investors' NETwork の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券報告書等を閲覧することができます。



### 運用の基本方針

は、次のものとします。 信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針

### 1基本方針

運用を行います。 この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして

### 2運用方法 投資対象

号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債 前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8 をあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行 当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと 株予約権付社債についての社債であって当該社債と うち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新

信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし DWS世界新興国株式マザーファンド(以下「親投資

### ②投資態度

- ①主として親投資信託の受益証券への投資を通じて、 信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行いま
- ②実質組入外貨建資産については、原則として為替へ ッジは行いません。
- ③信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リス 取引 ョン取引、ならびに外国の取引所における有価証券取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプシ 取引等」といいます。)を行うことができます。 ション取引、金利に係る先物取引および金利に係る ション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプ 先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプ 引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション るため、わが国の取引所における有価証券先物取 または信託財産に属する資産の効率的な運用に資す 動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、 クを回避するため、信託財産に属する資産の価格変 オプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物 通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション

3 収益分配方針 割合は、信託財産の純資産総額の20%以下としま 型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資

の方針に基づき収益分配を行います。 毎決算時(原則として2月18日および8月18日。 ただし、 同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた

配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向 額の場合には、分配を行わないこともあります。 等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少 額とします。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託

者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いま

DWS世界新興国株式ファンド 追加型証券投資信託 約款

# (信託の種類、委託者および受託者)

アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会 第1条(この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・ 社りそな銀行を受託者とします。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けませ

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

④市況動向および資金動向等によっては、上記のよう

な運用ができない場合があります。

③投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗 要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第 62号)の適用を受けます。

### (信託事務の委託)

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時におい

以下とします。

への実質投資割合は、

信託財産の純資産総額の5%

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券へ

て信託財産の純資産総額の20%以下とします。

の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債の

下とします。

ます。 
ます。 
と信託契約を締結し、これを委託することができてによる信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第23条第2項第1号に関する法律に関する法律に関する法律に関する法律に関する法律に関する法律第1条第1項の規機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規格関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規格関の信託業務の兼営の規模の指述を表す。

で行うものとします。で行うものとします。では、受益者の保護に支障を生じることがない場合では、受益者の保護に支障を生じることがない場合では、受益者のというできない。

# 信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

き受けます。のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引第3条 委託者は、金1000億円を上限として受益者

受けを証する書面を委託者に交付します。
し、追加信託が行われたときは、受託者はその引きし、追加信託が行われたときは、受託者はその引きを委託者は、受託者と合意のうえ、金2.000億円を

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変

### 信訊期間)

は、近年では、100mmでとします。 はび第50条第2項の信託期間終了日までとします。 第1条、第4条第2項、第48条第1項、第48条第1項お第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条

# (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

定める公募により行われます。し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項でも、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当第5条(この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、

### 三初の受益者)

に応じて、取得申込者に帰属します。条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7第6条(この信託契約締結当初および追加信託当初の受

## (受益権の分割および再分割)

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。て生じた受益権については、これを追加信託のつど第8ついては、1.000億口を上限として、追加信託によっ第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権に

均等に再分割できるものとします。には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権をには、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を)委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、

# 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の(**追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

た額とします。

- ぶ第2条に規定する予約為替の評価は、原則としてわる第2条に規定する予約為替の評価は、原則としてわる。

## (信託日時の異なる受益権の内容)

とにより差異を生ずることはありません。 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にするこ

# (受益権の帰属と受益証券の不発行)

より定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。より定まる受益権を「振替受益権」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることに関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとしいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとしいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとしいます。以下同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」といいます。)及び当該振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、株式等の振替関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替によりで表す。」といいます。)。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が表記者は、この信託の受益権を取り消された社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された対し受益証券を発行する場合を除き、無配名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、受益証券から記名式受益証券への変更の請求、受益証券のの変更の請求、受益証券ののをします。

③委託者は、第7条の規定により分割された受益権に ③委託者は、第7条の規定により分割された受益権に 歌奏託者は、第7条の規定により分割された受益権に の通知を行うものとします。振替機関等は、委託 者から振替機関等の振替口座簿への新たな記載ま でにしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載ま でにしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載ま

# (受益権の設定に係る受託者の通知)

います。替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ては追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振第11条(受託者は、追加信託により生じた受益権につい

## (受益権の申込単位および価額)

- ②前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社また②前項の取得申込者は委託者の指定する証券に、は登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、は登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、は登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、はごないと言言なでできる証券にいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載またはごないができる証券にまたは予め、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載を行うことができます。
- ③委託者は、第1項の規定にかかわらず、受益者が別の委託者は、第1項の規定にかかわらず、受益者が別
- 該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当④第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受付

得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手 価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取 費税等」といいます。)に相当する金額を加算した 額を加算した価額とします。 数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金

⑤前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社お よび登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑥第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契 準価額とします。 の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基 約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権

⑦委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16 含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法 とができます。 る受益権の取得申込みの受付けを中止することおよ 流動性の極端な減少等)があるときは、第1項によ 治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは 融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金 等における取引の停止、外国為替取引の停止その他 設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。) は同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開 買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしく を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売 第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場 びすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すこ

# **、受益権の譲渡に係る記載または記録)**

申請をするものとします。 は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は 等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にした 座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先 少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につ 当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減 記載または記録が行われるよう通知するものとしま がい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の 口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関 のとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口 き、その備える振替口座簿に記載または記録するも

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受 益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録さ 替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等にお れている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振

> 停止期間を設けることができます。 い事情があると判断したときは、振替停止日や振替 いて、委託者が必要と認めるときまたはやむをえな

## (受益証券の譲渡の対抗要件)

者に対抗することができません。 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿 への記載または記録によらなければ、委託者および受託

## (投資の対象とする資産の種類)

は、次に掲げるものとします。 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類

及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるも1次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託 のをいいます。以下同じ。)

イ有価証券

ロデリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2条第20項に規定するものをいい、約款第22条お よび第23条に定めるものに限ります。)

八金銭債権

二約束手形

2次に掲げる特定資産以外の資産

イ為替手形

(運用の指図範囲等)

の受益証券のほか、次に掲げるものとします。 式マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。) 株式会社りそな銀行を受託者とするDWS世界新興国株 みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、ド 第16条 この信託において投資の対象とする有価証券 イチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

株券または新株引受権証書

2国債証券

4特別の法律により法人の発行する債券

6資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第 5社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった 債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。) 新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社

/ 特別の法律により設立された法人の発行する出資証 券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるも のをいいます。)

2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

9 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資 8協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取 引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1 項第8号で定めるものをいいます。) 引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

か、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第

掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用す 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に

10資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融

商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいい

11コマーシャル・ペーパー

12新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株 引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予

13外国または外国の者の発行する証券または証書で、 前各号の証券または証書の性質を有するもの

14投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品 取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま

15投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2 条第1項第11号で定めるものをいいます。次号にお いて同じ。)で次号で定めるもの以外のもの

16投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号 または外国投資証券で投資法人債券に類する証券 で定めるものをいいます。以下本号において同じ。

1/外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条 第1項第18号で定めるものをいいます。)

18オプションを表示する証券または証書(金融商品取 引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価 証券に係るものに限ります。)

19預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定 めるものをいいます。

20外国法人が発行する譲渡性預金証書

21指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第 限ります。) 1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に

22抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定 めるものをいいます。

23貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条 第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に表示されるべきもの

24 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほ 券を以下「投資信託証券」といいます。 を以下「公社債」といい、第14号および第16号の証 ち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの 第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券 および第13号ならびに第19号の証券または証書のう は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 に第19号の証券または証書のうち第1号の証券また なお、第1号の証券または証書および第13号ならび

ることを指図することができます。

3コール・ローン 8 1年金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14年金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14

4手形割引市場こおい

5貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第24手形割引市場において売買される手形

外国の者に対する権利で前号の権利の性質を条第2項第1号で定めるもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解るものもりの者に対する権利で前号の権利の性質を有す

原に見せるではいっています。 は、信託財産に属する投資信託証券(親投資 でできます。 として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 との指図ができます。 との指図ができます。

②委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額信託の受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額信託財産に属するとみなした額との時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資信託財産に属するとみなした額との高いができます。以下同じ。)の時価総信託の受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総信託の受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総信託が受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総信託が受益証券の時価総額のうちに関する投資信託証券(新投資の支配を行う

# (受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることが第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがまり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人は関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委はでその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および第2時間を対している。

による取引についても同様とします。 第27条、第32条および第33条における委託者の指図②前項の取扱いは、第21条から第23条まで、第25条、

### (運用の基本方針)

す。 定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いま第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に

### (投資する株式等の範囲)

れている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場さ第19条(委託者が投資することを指図する株式、新株引

の行真の混ぎにかかつらず、 Ling Elek にまき最多に株予約権証券については、この限りではありません。権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新の発行するものとします。ただし、株主割当または社債所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社

図することができます。
図することができます。
図することができます。
の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目

## (同一銘柄の株式等への投資制限)

を超えることとなる投資の指図をしません。
と翻えの合計額が信託財産の純資産総額の100分の20分割、大きの合計額が信託財産の純資産総額の100分の20分割が付出が付出ができません。
と超えることとなる投資の指図をしません。

株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の前項において信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の前項において信託財産に属するとみなした額とは、

割合を乗じて得た額とします。
(④前項において信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の話財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額のが可において信託財産に属するとみなした額とは、

### (信用取引の指図範囲)

することができるものとします。株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図を、にはいできます。なお、当該売り付けの決済については、め、信用取引により株券を売り付けることの指図をする第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するた第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するた

数を超えないものとします。
参の発行会社が発行する株券について行うことがで多の発行会社が発行する株券について行うことがでの前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証

利行使により取得する株券 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権

2株式分割により取得する株券

4売り出しにより取得する株券3有償増資により取得する株券

(5) という株式の発行会社 5信託財産に属する転換社債の転換請求および新株でいる株式の発行会社 5信託財産に属する転換社債の転換請求および新株の株式の発行会社 5信託財産に属する転換社債の転換請求および新株でいる株式の発行会社 5信託財産に属する転換社債の転換請求および新株でいる株式の発行会社 5信託財産に属する転換社債の転換請求および新株でいる株式の発行会社 5信託財産に属する転換社債の転換請求および新株でいる株式の発行会社 5信託財産に属する転換社債の転換請求および新株でいる株式の発行会社 5信託財産に属する転換社債の転換請求および新株に限

の行使により取得可能な株券の行使により取得可能な株券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)がの新株予約権(前号に定めるものを除きます。)を信託財産に属する新株引受権の行使、または信託財産6信託財産に属する新株引受権証券および新株引受ります。)の行使により取得可能な株券

**で加収11等)配用省内** することができるものとします。 の委託保証金の代用として差し入れることの指図を ③委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引

### (先物取引等の運用指図)

②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用における通貨に係る先物取引およびオプション取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引所における通貨に係る先物取引およびは「会託財産に属する資産の効率的な運用にご参託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に

③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に ③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な場所におけるこれらの取引と類似の取引 を行うことの指図をするため、わが国の取引所におけ 変動リスクを回避するため、わが国の取引所におけ 変動 リスクを回避するとができます。

# (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変第23条(委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運

もとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。) 金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件の 動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取 を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約 えないものとします。ただし、当該取引が当該信託 期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超 期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り ではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとな 係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の 相当するスワップ取引の一部の解約を指図するもの った場合には、委託者は速やかに、その超える額に 記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本 す。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上 ち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下 信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のう 「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。) 信託財産の純資産総額を超えないものとしま

④前項において親投資信託の信託財産に係るスワップ 受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額としま 純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の なした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワッ 取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ プ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市 場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するもの

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供 あるいは受入れの指図を行うものとします。 あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供

# (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投 うち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託 親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社 第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社 資の指図をしません。 ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約 信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額 権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。 に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該

# (有価証券の貸付の指図および範囲)

め、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するた 囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

-株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時 価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計 額を超えないものとします。

2公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債 の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場 る契約の一部の解約を指図するものとします。 合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めた ときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

# 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の 国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に は、制限されることがあります。

## (外国為替予約取引の指図)

信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、 資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち 為替の売買の予約取引を指図することができます。 当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国 第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(親投

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、 信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額 建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。 に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨

### (信託業務の委託等)

部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の るもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先と 委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合す 第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の して選定します。

ー委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂 行に懸念がないこと

2委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業 3委託される信託財産に属する財産と自己の固有財 務を確実に処理する能力があると認められること

産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制

4 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体 制が整備されていること が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたって いることを確認するものとします。 は、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合して

> ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係 業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者 人を含みます。)に委託することができるものとし

-信託財産の保存に係る業務

2信託財産の性質を変えない範囲内において、その 利用または改良を目的とする業務

3委託者のみの指図により信託財産の処分およびそ の他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

4 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を 有する行為

### 第29条

### 金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関 る取引により取得した外国において発行された譲渡性預 代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済す る者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買 び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類す 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者およ 第30条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28 融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。 または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金

# (信託財産の登記等および記載等の留保等)

財産については、信託の登記または登録をすることとし 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託 ます。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記また は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために 委託者または受託者が必要と認めるときは、速やか に登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることが にする方法により分別して管理することがありま ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らか にする方法により分別して管理するものとします。 記載または記録をするとともに、その計算を明らか できる信託財産については、信託財産に属する旨の

第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益 (有価証券の売却等の指図) かにする方法により分別して管理することがありま することができる方法によるほか、その計算を明ら

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別

図ができます。 証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指

### (再投資の指図)

価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の 清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金お 第33条 委託者は、前条の規定による一部解約および有 よびその他の収入金を再投資することの指図ができま

### (資金の借入れ)

用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手 資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の 資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、 当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れ 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運 指図をすることができます。なお、当該借入金をもって た資金の返済を含みます。)を目的として、または再投 **有価証券等の運用は行わないものとします。** 

②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間 日における信託財産の純資産総額の10%以内としま 当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約 受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有 する有価証券等の解約代金入金日までの間、または 受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有 保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、 とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う 代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度 業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営 は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で

③再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的 収益分配金の再投資額を限度とします。 とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁 される日からその翌営業日までとし、資金借入額は

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。 第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生

## (受託者による資金の立替え)

出があるときは、受託者は資金の立替えをすることがで 換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申 第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の 金およびその他の未収入金で信託終了日までにその 清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当

> れを立て替えて信託財産に繰り入れることができま 金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこ

③前2項の立替金の決済および利息については、受託 者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定め

### (信託の計算期間)

とを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成19 18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとするこ 第37条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から8月 - 1月31日から平成19年8月20日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終 4条に規定するこの信託の計算期間の終了日としま ものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第 業日とし、その翌日より次の計算期間が開始される が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営 了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)

### (信託財産に関する報告)

します。

財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託 出します。

# (信託事務の諸費用および監査費用)

といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から る諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要す 支払われます。 および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」 刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)

②委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する 定率または固定金額にて信託財産からその支払いを る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったう 実際に支払う金額の支払いを受ける代わりに、かか 額に上限を付することができます。また、委託者は 金額の支払いを受ける際に、あらかじめ受領する金 の場合、委託者は、現に信託財産のために支払った の支払いを信託財産から受けることができます。こ 諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額 受けることもできます。 えで、実際または予想される費用額を上限として固

③前項において、諸費用の上限、固定率または固定金 額を定める場合、委託者は信託財産の規模等を考慮 して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でか

④第2項において諸費用の固定率または固定金額を定 かる上限、固定率または固定金額を変更することが

## (信託報酬等の総額)

じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末ま 計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応 める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する

たは信託終了の時に信託財産から支払われます。

条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産 第4条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37 総額に年10,000分の188の率を乗じて得た金額と

②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のと き信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託 者との間の配分は別に定めるものとします。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を 信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益 は、次の方法により処理します。

その一部を分配準備積立金として積み立てることが ができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、 額を控除した後、その残金を受益者に分配すること 酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金 れらに類する収益から支払利息を控除した額(以下 配当金、利金、貸付有価証券に係る品貸料およびこ 「配当等収益」といいます。) から、諸経費、信託報

2売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売 備積立金として積み立てることができます。 ます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準 もって補てんした後、受益者に分配することができ 当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除 買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益を

②毎計算期間末において、信託財産につき生じた損 失は、次期に繰り越します。

## と支払いに関する受託者の免責) **、収益分配金、償還金および一部解約金の払い込み**

て得た額をいいます。以下同じ。) については第43条第 時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除し 第42条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了 日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払 1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日まで 一部解約金については第43条第4項に規定する支払

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金 い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その 口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払

# (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

込者とします。)に支払います。 の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載ま す。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前 いて一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きま 振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受 の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において 第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内 たは記録されている受益権については原則として取得申 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者 益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前にお

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づい 権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿 売付けを行います。当該売付けにより増加した受益 対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の 指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に 登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の より、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日 者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことに に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および て収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託 に記載または記録されます

③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定 る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に 載または記録が行われます。 当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記 消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい 換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹 等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き 当該受益者は、その口座が開設されている振替機関 記載または記録されている受益権については原則と 者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で 設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託 口座簿に記載または記録されている受益者(信託終 する日から、信託終了日において振替機関等の振替 して取得申込者とします。)に支払います。なお、 了日以前において一部解約が行われた受益権にかか

④一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受付 けた日から起算して、原則として7営業日目から当 該受益者に支払います。

⑤前各項 (第2項を除きます。) に規定する収益分配金 償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定 する証券会社および登録金融機関の営業所等におい

て行うものとします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調 整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価 額等に応じて計算されるものとします。

⑦前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行 令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託 追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益 受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則と 収益分配のつど調整されるものとします。また、「各 時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則とし 分配のつど調整されるものとします。 して、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい 追加信託のつど当該口数により加重平均され

## (収益分配金および償還金の時効)

その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託 支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、 規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しない 第4条 受益者が、収益分配金について第43条第1項に 者に帰属します。 (受益権の買取り) とき、ならびに償還金について第43条第3項に規定する

の休業日には、受益権の買取請求の受付けは行いませ 録金融機関が定める単位をもってその受益権を買取るこ 第44条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関 とができます。ただし、別に定める現地の証券取引所等 は、受益者の請求があるときは、当該証券会社および登

②前項の場合、受益権の買取価額は、買取請求を受付 び登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額 けた日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関し を控除した額とします。 て当該買取りを行う委託者の指定する証券会社およ

③委託者の指定する証券会社および登録金融機関は 極端な減少等)があるときは、委託者と協議のうえ変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の 証券取引所等における取引の停止、その他やむを得 消すことができます。 第一項による受益権の買取の受付けを中止すること の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制 およびすでに受付けた受益権の買取の受付けを取り ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、

④前項により受益権の買取りの受付けが中止された場 取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価 買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買 額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額 合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の

> 定に準じて計算された価額とします。 の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規

おいて同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託 る証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条に 日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。 きます。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業 定める単位をもって一部解約の実行を請求することがで 者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が 第4条 受益者(第4条第1項における委託者の指定す

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた 該口数の減少の記載または記録が行われます。 の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当 場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、 者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が 口座が開設されている振替機関等に対して当該受益 前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その 口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法 行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を 受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を ものとします。 受益者がするときは、委託者の指定する証券会社ま たは登録金融機関に対し、振替受益権をもって行う

⑤委託者は、証券取引所等における取引の停止、その くは流動性の極端な減少等)があるときは、第1項 な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もし 結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大 他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態 付けを取り消すことができます。 とおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受 による一部解約の実行の請求の受付けを中止するこ (金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止さ の規定に準じて計算された価額とします。 受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に 当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただ れた場合には、受益者は当該受付中止以前に行った い場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該 し、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しな 部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項

### (信託契約の解約)

きは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 ると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したと この信託契約を解約することが受益者のために有利であ 第47条(委託者は、第4条の規定による信託終了日前に 信託約款

託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け 託を終了させることができます。この場合において、委

②委託者は、信託契約の一部を解約することにより 受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合に 信託を終了させることができます。この場合におい は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 監督官庁に届け出します。 て、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を

③委託者は、前2項の事項において、あらかじめ解約 益者に対して書面を交付したときは、原則として、 交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受 面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して 公告を行いません。 しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書

④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者 いものとします。 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らな は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき

⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権

は、第1項および第2項に基づく信託契約の解約を の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき

しません。

⑥委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしな を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこ 対して書面を交付したときは、原則として、公告を ます。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に の信託契約に係る知られたる受益者に対して交付し いこととしたときは、解約しない旨およびその理由 行いません。

⑦前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にや の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面 むを得ない事情が生じている場合であって、第4項 の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

# 信託契約に関する監督官庁の命令)

解約し信託を終了させます。 命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を 第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款 を変更しようとするときは、第52条の規定にしたが

# (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

います。

は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 き、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたと

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約 に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引

> と受託者との間において存続します。 4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社 き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第

# **〔委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い〕**

することがあります。 があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡 第50条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡すること

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継さ る事業を承継させることがあります。 せることがあり、これに伴い、この信託契約に関す

# **、受託者の辞任および解任に伴う取扱い)**

受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任し その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者 任することができます。受託者がその任務に背いた場合 第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞 を選任します。 は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。 た場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者

②委託者は、新受託者を選任できないときは、 託契約を解約し、信託を終了させます。 この信

### (信託約款の変更)

を監督官庁に届け出ます。 合意のうえ、この信託約款を変更することができるもの 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めると きまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と とし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容

②委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なも の受益者に対して書面を交付したときは、原則とし びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載し のについて、あらかじめ、変更しようとする旨およ て公告を行いません。 して交付します。ただし、この信託約款に係る全て た書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者 いものとします。 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らな は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権 は、第1項に基づくこの信託約款の変更をしませの口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき

⑤委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしな ます。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に いこととしたときは、変更しない旨およびその理由 対して書面を交付したときは、原則として公告を行 の信託約款に係る知られたる受益者に対して交付し を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこ

### (反対者の買取請求権)

異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する 4 項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して 規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第 第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に とができます。 受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求する?

### 公告

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、 日本経済

# (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

他の法令等にしたがって取り扱われます。 の支払い等については、この約款によるほか、 部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金 記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一 第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または

## (信託約款に関する疑義の取扱い)

第6条 この信託約款の解釈について疑義を生じたとき は、委託者と受託者との協議により定めます

上記条項により信託契約を締結します

平成19年1月31日(信託契約締結日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

## 別に定める現地の証券取引所等

1項における「別に定める現地の証券取引所等」とは 信託約款第12条第1項、第45条第1項および第46条第 次のものとします。

フランクフルトの銀行 フランクフルト証券取引所



### 運用の基本方針

は、次のものとします。 信託約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針

### 1基本方針

運用を行います。 この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして

⑥市況動向および資金動向等によっては、上記のよう

取引等」といいます。)を行うことができます。 オプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物 ション取引、金利に係る先物取引および金利に係る ション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプ 先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプ ョン取引、ならびに外国の取引所における有価証券 取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプシ

な運用ができない場合があります。

投資制限

⑴ 投資対象

業、本店が所在する企業の株式等を主要投資対象とし 主要投資対象国において主たる企業活動を展開する企 準ずるものを含みます。) されている株式および預託 ものを「証券取引所」といいます。)に上場(これに 第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設する 2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を のいずれかの証券取引所(金融商品取引法第2条第16 含む) など新興国(以下「主要投資対象国」といいます。) 証書等(以下総称して「株式等」といいます。)のうち、 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 主として、ブラジル、ロシア、インド、中国(香港を たは金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項 取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買ま

### (2) 投資態度

- ①高い経済成長が期待されている主要投資対象国の企 業の株式等に投資します
- ②主要投資対象国で主たる企業活動を展開する先進国 の企業の株式等や先進国の証券取引所に上場されて もあります。 いる主要投資対象国の企業の株式等に投資すること
- ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行 ③株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを 総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
- ⑤信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リス 引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション るため、わが国の取引所における有価証券先物取 動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、 クを回避するため、信託財産に属する資産の価格変 いません。 または信託財産に属する資産の効率的な運用に資す 通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション

### 2運用方法

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ①株式への投資割合には制限を設けません。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総 額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信 託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券へ します。 の投資割合は、信託財産の純資産総額の2%以下と

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債の 信託財産の純資産総額の20%以下とします。 型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債 前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8 をあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行 当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと 株予約権付社債についての社債であって当該社債と うち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新

### 親投資信託

**DWS世界新興国株式マザーファンド** 

# (信託の種類、委託者および受託者)

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者と 者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託 し、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗

要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第

62号)の適用を受けます。

す。)と信託契約を締結し、これを委託することができ 規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みま 関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に 定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関 機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規 務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事 (受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に

②前項における利害関係人に対する業務の委託につい ては、受益者の保護に支障を生じることがない場合 に行うものとします。

# 「信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引 第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者

②委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度と する書面を委託者に交付します。 信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証 して信託金を追加することができるものとし、追加

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変 更することができます。

第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項、第 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第4条 47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

# (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

9項で定める適格機関投資家私募により行われます。 第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘 に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合

業務を営む銀行とします。 ネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託 託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マ 第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信

## (受益権の分割および再分割)

条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 て生じた受益権については、これを追加信託のつど第8 ついては、1.000億口を上限として、追加信託によっ 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権に

②委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益 権を均等に再分割できます。

# 、追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法、

仲値によって計算します。 則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の 資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原 信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除して得 得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加 価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して 用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信 たは信託契約の一部解約 (以下「一部解約」といいます。) 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託ま た金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額 託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評 の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保金代 とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券 (以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の

②第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわ が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値に よるものとします。

## (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にするこ とにより差異を生ずることはありません。

## (受益証券の発行および種類)

権を表示する記名式の受益証券を発行します。 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益

②委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数 を表示した受益証券とします。

③受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができ

# (受益証券の発行についての受託者の認証)

する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 るときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合 第11条(委託者は、前条の規定により受益証券を発行す

②前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益 証券に記載し記名捺印することによって行います。

## (投資の対象とする資産の種類)

は、次に掲げるものとします。 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類

ー次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託 のをいいます。以下同じ。) 及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるも

イ有価証券

ロデリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2条第2項に規定するものをいい、約款第22条お よび第21条に定めるものをいいます。

二約束手形

2次に掲げる特定資産以外の資産

### (運用の指図範囲等)

することを指図するものとします。 みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資 32条まで同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券 用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以 第13条 委託者(第16条第1項に規定する委託者から運 ト、第15条、第17条から第23条、第25条、第30条から第 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

一株券または新株引受権証書

3 地方債証券

4 特別の法律により法人の発行する債券

6資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第 5社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった 債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。) 新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社

2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

/ 特別の法律により設立された法人の発行する出資証 のをいいます。) 券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるも

8協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取 引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

10資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融 9資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資 項第8号で定めるものをいいます。) 引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第

11コマーシャル・ペーパー

商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいい

12新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株 引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予

13外国または外国の者の発行する証券または証書で、 前各号の証券または証書の性質を有するもの

14投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品 取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま

16投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号 15投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2 いて同じ。)で次号で定めるもの以外のもの 条第1項第11号で定めるものをいいます。次号にお

で定めるものをいいます。以下本号において同じ。

または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

第1項第18号で定めるものをいいます。)1分国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条

証券に係るものに限ります。) 引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価18オプションを表示する証券または証書(金融商品取

り預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定

20外国法人が発行する譲渡性預金証書

限ります。) 1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に21指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第

めるものをいいます。)2抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定

に表示されるべきもの第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券20貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条

するもの 24外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほの変託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券とみなされる同項各号にの表定により有価証券とみなされる同項各号にか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第

〕 預 金

号に規定する受益証券発行信託を除きます。) 2指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14

3コール・ローン

4手形割引市場において売買される手形

条第2項第1号で定めるもの5貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2

るもの 6外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有す

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解)の規定にかかわらず、この信託の設定、解

# (受託者の自己または利害関係人等との取引)

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがのる資産への投資を行うことができます。 受託者は、受益者の保護に支障を上びるの間で、第12条および第13条第1項および第13年の表記者のが表記をの間で、第12条および第13条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産と、受託者は、委に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委に関する法律を対している。

②前項の取扱いは、第19条から第21条まで、第23条、第30条および第31条における委託者の指図の前項の取扱いは、第19条から第21条まで、第23条、

### (運用の基本方針)

す。 定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いま第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に

### 運用の権限委託)

委託します。 第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に

所在地:フランクフルト・アム・マイン、D-60327商 号:ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サ

とし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。委託者との間で別途合意した取り決めに基づくもの②前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者とマインツァー・ラント通り178-190

③第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受の第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することがでの委託を中止または委託の内容を変更することがでの委託を中止または委託の内容を変更することができます。

### (投資する株式等の範囲)

に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。) 設するものを「証券取引所」といい、取引所のうち、有価証融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および日本では、証券取引所(金融商等17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引

t.v。 および新株予約権証券については、この限りではありまおよび新株予約権証券については、この限りではあり様にが発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当ま発行会社の発行する市場において取引されている株式の証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の

図することができます。
図することができます。
図することができます。
の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目の規定にかかわらず、上場予定または登録予定

## (同一銘柄の株式等への投資制限)

分の20を超えることとなる投資の指図をしません。| | 盆柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100第18条 | 委託者は、取得時において信託財産に属する同

の指図をしません。 証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の受委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権

### 用取引の指図範囲

することができるものとします。 株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をは券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をことができます。なお、当該売り付けることの指図をするめ、信用取引により株券を売り付けることの指図をする第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するた第19条

数を超えないものとします。
参の発行会社が発行する株券について行うことがでの前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる株券の高価証

利行使により取得する株券に無引受権証書の権

2株式分割により取得する株券

3有償増資により取得する株券

4売り出しにより取得する株券

5信託財産に属する転換社債の転換請求および新株ります。)の行使により取得可能な株券ります。)の行使により取得可能な株券的権付社債といいます。)の新株予約権付社債にあって当該社債と当該新株予約権がある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株がある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株がある新株予約権付社債を含め「転換社債であって当該社債の当換社債に属する転換社債の転換請求および新株ります。)の行使により取得可能な株券的ます。)の行使により取得可能な株券ります。)の行使により取得可能な株券ります。)の行使により取得可能な株券ります。)の行使により取得可能な株券ります。)の行使により取得可能な株券ります。)の行使により取得可能な株券ります。)の行使により取得可能な株券ります。)の行使により取得可能な株券ります。)の行使により取得可能な株券

6信託財産に属する新株引受権証券および新株引受

権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産

の行使により取得可能な株券 券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。) に属する新株予約権証券および新株予約権付社債

③委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引 の委託保証金の代用として差し入れることの指図を することができるものとします。

# (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。) のをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取 取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるも オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。 との指図をすることができます。なお、選択権取引は、 国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うこ 第8項第3号八に掲げるものをいいます。) ならびに外 および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条 避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するた ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回

②委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 回避するため、わが国の取引所における通貨に係る することができます。 先物取引およびオプション取引を行うことの指図を 先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを

③委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため 先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引 回避するため、わが国の取引所における金利に係る 所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの 指図をすることができます。 ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを

# (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

もとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。) 金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件の 動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取 用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変 を行うことの指図をすることができます。 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約 期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り えないものとします。ただし、当該取引が当該信託 期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に 係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の 純資産総額を超えないものとします。なお、信託財

> 引の一部の解約を指図するものとします。 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託 少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産 者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取 産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減

④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市 場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するもの

⑤委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供 あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供 あるいは受入れの指図を行うものとします。

# (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社 る投資の指図をしません。 信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとな 債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が

# (有価証券の貸付の指図および範囲)

囲内で貸し付けの指図をすることができます。 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するた め、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範

ー株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時 額を超えないものとします。 価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

2公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債 の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額を超えないものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めた ②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場 合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す る契約の一部の解約を指図するものとします。

、特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) ときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

# 第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の

国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に は、制限されることがあります。 (外国為替予約取引の指図)

### 外国為替の売買の予約取引を指図することができます。 て、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため 第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産につい

(信託業務の委託等)

るもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先と 委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合す 部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の して選定します。

- -委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂 行に懸念がないこと
- 2委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業 3委託される信託財産に属する財産と自己の固有財 務を確実に処理する能力があると認められること

産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制

が整備されていること

- 4 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体 制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたって は、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合して いることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係 業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者 人を含みます。)に委託することができるものとし
- ー信託財産の保存に係る業務
- 2信託財産の性質を変えない範囲内において、その 利用または改良を目的とする業務
- 3委託者(第16条に定める運用の権限の委託先を含 みます。)のみの指図により信託財産の処分およ びその他の信託の目的の達成のために必要な行為 に係る業務
- 4 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を 有する行為

第27条 (削除)

または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金 金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関 る取引により取得した外国において発行された譲渡性預 代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済す る者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買 び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類す 融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者およ 第28条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28

# (信託財産の登記等および記載等の留保等)

ます。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記また 財産については、信託の登記または登録をすることとし 第23条 信託の登記または登録をすることができる信託 は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために

に登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることがありまできる信託財産については、信託財産に属する旨のにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

す。 ④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別

## #10条 委托旨は、言托才詮(**有価証券の売却等の指図)**

(1967) 1977

### ||再投資の指図)

入金を再投資することの指図ができます。価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代

### 損益の帰属)

## (受託者による資金の立替え)

きます。 出があるときは、受託者は資金の立替えをすることがで換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転

②信託財産に属する有価証券に係る利子等、株式の配当清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこ金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に係る利子等、株式の配当す。

### 信託の計算期間)

までとします。 期計算期間は、平成19年1月31日から平成19年8月20日8月18日までとすることを原則とします。ただし、第1第34条 この信託の計算期間は、毎年8月19日から翌年

**了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)** ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終

す。4条に規定するこの信託の計算期間の終了日としまものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第等日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるが休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営

### (信託財産に関する報告)

ます。 財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出し第35条(受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託

出します。 出します。 出します。 出します。 出します。 出します。 出します。 と作成して、これを委託者に提 の受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託

### 信託事務の諸費用)

中から支弁します。(諸経費」といいます。)は受益者の負担とし、信託財産「諸経費」といいます。)は受益者の負担とし、信託財産の3名条(信託財産に関する租税、信託事務の処理に要す

### 7点 幸配

託報酬を収受しません。第37条(委託者および受託者は、この信託契約に関し信

### 利益の留保)

託財産中に留保し、期中の分配を行いません。 第38条(信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信

# (追加信託金および一部解約金の計理処理)

して処理します。 は追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金と額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあって第30条(追加信託金または信託の一部解約金は、当該金

### (信託契約の一部解約)

の信託契約の一部を解約します。第44条(委託者は、受益者の請求があった場合には、こ

額とします。
の解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除し解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除し解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加の解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加

### (信託契約の解約)

②委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするこ

る旨を監督官庁に届け出ます。において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合がその信託を終了させることとなる場合には、このとを信託約款において定めるすべての証券投資信託

④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

は、第1項の信託契約の解約をしません。の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権

付したときは、原則として、公告を行いません。の信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交のの信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交のの信託契約に係る全での受益者に対して変付します。ただし、かときは、解約しない旨およびその理由を公告し、から委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたの委託者は、この信託契約の解約をしないこととした

の第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しませの。

# の免責)(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者

に交付します。 除して得た額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者 託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で 第44条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信

②受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付の受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付

### (償還金の支払い)

す。後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払いま後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払いま第43条(委託者は、受託者より償還金の交付を受けた

# (信託契約に関する監督官庁の命令)

解約し信託を終了させます。命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を第44条(委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款

を変更しようとするときは、第48条の規定に従いま

# (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

き、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者 第46条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたと は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約 4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社 き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第 と受託者との間において存続します。 に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引

# (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡 することがあります。 第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡すること

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継さ せることがあり、これに伴い、この信託契約に関す る事業を承継させることがあります。

# (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任し その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者 任することができます。受託者がその任務に背いた場合 を選任します。 た場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者 は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞

(運用報告書)

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は この信託契約を解約し、信託を終了させます。

きまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と を監督官庁に届け出ます。 とし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容 合意のうえ、この信託約款を変更することができるもの 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めると

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大 として、公告を行いません。 全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則 載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者 およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記 なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨 に対して交付します。ただし、この信託約款に係る

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者 旨を付記します。なお、 は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき いものとします。 一定の期間は一月を下らな

> ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権 の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき 第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととした ときは、変更しない旨およびその理由を公告し、か 付したときは、原則として、公告を行いません。 係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、 つ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交

### (反対者の買取請求権)

手続に関する事項は、第41条第3項または前条第2項に 異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受 4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して とができます。この買取請求権の内容および買取請求の 規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第 規定する公告または書面に付記します。 **盁証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求するこ** 第41条に規定する信託契約の解約または前条に

# (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の

第13条第1項に定める書面を交付しません。 第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済 第14条に定める運用報告書を交付しません。 第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律 (公告)

新聞に掲載します。 信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたとき は、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年1月31日(信託契約締結日)

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行



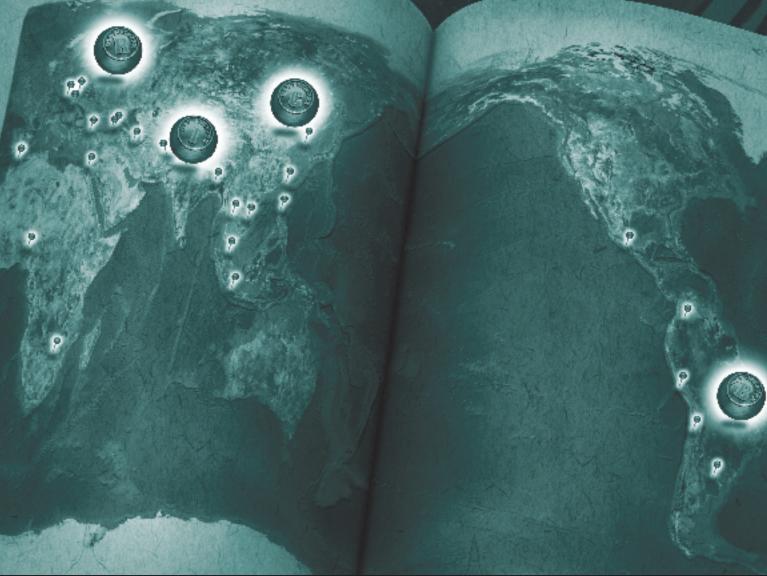




### な BRICsフ

DWS世界新興国株式ファンド

追加型投信/海外/株式 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management A Member of Deutsche Bank Group



- 1. 本書により行うDWS世界新興国株式ファンド(愛称: りそな BRICsプラス) (以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金 融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を 平成21年5月18日に関東財務局長に提出しており、平成21年5月19日にそ の効力が発生しております。
- 2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きの ほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資 家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されている ものではありません。
- 3. 本書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書(請求目論見書)です。

### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、 組入株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を 含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあり ます。また、為替の変動により損失を被ることがあります。



### Contents

								-		
•			-			-			-	-
設定及び解約の実績22	ファンドの現況 21	財務諸表	ファンドの経理状況 8	受益者の権利等 7	資産管理等の概要	管理及び運営4	換金(解約)手続等	申込(販売)手続等	手続等	ファンドの沿革 1







# ノアンドの沿革

平成19年1月31日 信託契約

用開台信託契約締結、ファンドの設定、運

### 手続等

## 申込 (販売) 手続等

付分として取り扱います。

付分として取り扱います。

でし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランだし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランでし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフラン

ちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。というのとします。ただし、申込取扱場所によっては、ど動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配

お問合せください。 お問合せください。 ができます。詳しくは、販売会社に 原止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社に 取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の ます。)を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受 ます。)を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受 したがって契約\*(以下「自動けいぞく投資約款」に は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に 「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者

り、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあ※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義

します。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと の備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いま 関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、そ 行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機 録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を 代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者 録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの を行うため振替機関等の口座を申し出るものとし、当該 機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行い は追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替 す。委託会社は、追加信託により分割された受益権につ 同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替 に係る口数の増加の記載または記録を行うことができま 口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記 受託会社は、 振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記 追加信託により生じた受益権について

合せください。

合せください。

合せください。

合せください。

合せください。

合せください。

の基準価額とします。基準価額に期間終了日(決算日)の基準価額とします。基準価額に期間終了日(決算日)の基準価額とします。場合は、各計算の単込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とし

照会先にお問合せください。単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込④申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料と部については、販売会社または委託会社の下記照会先に細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。 2、15%(税抜3・2%)を上限として販売会社が定⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日ま

### 委託会社(ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社)

■ ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/

フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで



いては、販売会社にお問合せください。でに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細につ

委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取る.信託財産の効率的な運用に資するため必要があると受付けの取消し等 の取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの

得申込みの受付けを制限または停止することができ

b 委託会社は、証券取引所(金融商品取引法第2条第 ます。 場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の 得申込みの受付けを中止することおよび既に受付け 融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を 等における取引の停止、外国為替取引の停止その他 開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。) 16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引 流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取 治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは 含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政 やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金 くは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を 売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もし 法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市 た取得申込みの受付けを取り消すことができます。



⑤お手取額は、

解約価額から解約に係る所定の税金を差し

先にお問合せください。

引いた額となります。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付け

た日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店で

営業所等において支払われます。

⑦委託会社は、

証券取引所等における取引の停止、

外国為

④解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位

会先にお問合せください。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照

の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会

③解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営

業日の基準価額とします。





### 換金 (解約) 手続等

①受益者は、 部解約の実行を請求することができます。 自己に帰属する受益権につき、 委託会社に

の営業日(ただし、 請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了し きます。)に一部解約の実行の請求が行われ、 またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除 たものを当日の受付分として取り扱います。 部解約の実行の請求の受付けは、原則として販売会社 フランクフルト証券取引所の休業日 かつ、当該

- ②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、 の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行う 載または記録が行われます。 のと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同 の口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者 がい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記 口数の抹消の申請を行うものとし、 社振法の規定にした
- そ
- - 当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、 除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の 受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合に 実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた くは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の 重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もし 額とします。 請求を受付けたものとして前記③に準じて計算された価 す。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った 一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができま 当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解

は

(注)前記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合がありま

す。詳しくは、販売会社にお問合せください

### 委託会社(ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社)

- ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/
- フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや

(金融危機、デフォルト、重大な政策変更

(投資対象国にお

替取引の停止その他やむを得ない事情



# 管理及び運営

## 資産管理等の概要

### 資産の評価

〈基準価額の計算方法等について〉

をいいます。 額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」とい 会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総 います。) を、計算日における受益権総口数で除した金額 有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用

ります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々 受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便 算出されます。 宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあ

会先にお問合せください。 基準価額については、販売会社または委託会社の後記照

・ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/ ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・フリーダイヤル 0120-442-785

準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。 また、原則として日本経済新聞(朝刊)の「オープン基 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(略称:BR-C)

〈運用資産の評価基準および評価方法〉

大田		
為	マザーファンド	基準価額で評価します。
予 産 約 取 引	株式	計算日に知りうる直近の日の最終相場)で評価します。(外国で取引されているものについては、原則として、原則として、証券取引所における計算日の最終相場
約 取 引	公社債等	時価評価します。 法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、
٠,٠	外貨建資産	買相場の仲値により評価します。原則として、わが国における計算日の対顧客電信売
	外国為替予約取引	買相場の仲値により評価します。原則として、わが国における計算日の対顧客先物売

### (2) **保管**

関する該当事項はありません。 当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿 に記載または記録されることにより定まるため、

### ③信託期間

信託契約締結日(平成19年1月31日)から無期限とします。

①当ファンドの計算期間は、毎年2月19日から8月18日ま 則とします。 でおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原

②前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以 期間が開始されるものとします。 終了日は該当日の翌営業日とし、 下「該当日」といいます。)が休業日のとき、 その翌日より次の計算 各計算期間

### 5その他

①信託の終了

а

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、 情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信 めに有利であると認めるとき、またはやむを得ない事 託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のた 受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、信 この場合において、委託会社はあらかじめ解約しよう 託契約を解約し、信託を終了させることができます。







- とする旨を監督官庁に届け出ます。
- を行いません。 
  を行いません。 
  を行いません。 
  を行いません。 
  の信託契約に係るすべての受益 
  がしようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書 
  の表話会社は、前記a.の事項について、あらかじめ解
- C. 前記り、の公告および書面には、受益者で異議のあるC. 前記り、の公告および書面には、受益者で異議のある

е

- 前記a.の信託契約の解約をしません。権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、d.前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととした ときは、原則として、公告を行いません。 これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知 これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知 ときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととした
- ません。
  および書面の交付を行うことが困難な場合には適用して、前記c.の一定の期間が一月を下らずにその公告でし、真にやむを得ない事情が生じている場合であった。前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照

### ②信託約款の変更

- 内容を監督官庁に届け出ます。のとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびそののとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびそのたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社とa.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときま
- ての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべ載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記し、委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が

て公告を行いません。

С

- いものとします。を旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らなき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らな者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべ、前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある
- 前記a.の信託約款の変更をしません。権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益

d

ときは、原則として公告を行いません。
託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したられたる受益者に対して交付します。ただし、この信られたる受益者に対して交付します。ただし、この信ときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、委託会社は、この信託約款の変更をしないこととした

# ③信託契約に関する監督官庁の命令

а

- 約し信託を終了させます。を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令
- ます。を変更しようとするときは、前記②の規定にしたがいを変更しようとするときは、前記②の規定にしたがい委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款

b

# ④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、

b

会社との間において存続します。に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記②d.約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に前記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契前記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契

### ⑤運用報告書

報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の



# に係る知られたる受益者に対して交付します。

## ⑥関係法人との契約の更改等

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 なすことにより当該契約を解約することができます。 売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前に 1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いにつ ずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に 期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社い 当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、 いてもこれと同様とします。また、委託会社または販

b<sub>.</sub> どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができ 投資顧問契約 だし、90日以上前の書面による相手方への通知により、 契約の期間については、特段の定めはありません。た 続けるものとします。 より別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を ます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社に

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

b<sub>.</sub> 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することが することがあります。 あり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡

# ⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

る事業を承継させることがあります。

させることがあり、これに伴い、この信託契約に関す

а

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任 ができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所 することができます。受託会社がその任務に背いた場 が受託会社を解任した場合、委託会社は、 は受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求すること 合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社また 定にしたがい、新受託会社を選任します。 前記②の規

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会 社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b<sub>.</sub>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に 掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

と受託会社との協議により定めます。

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、

委託会社

### ⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部に の場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事 務を行います。 信託契約を締結し、これを委託することがあります。そ ついて日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再







### 受益者の権利等

①収益分配金に対する請求権受益者の有する主な権利は次の通りです。

ひをからだは、例1.4.7.ででは、1.5.1では、1.4.1では、分に応じて請求する権利を有します。 受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持

す。 の名義で記載されている受益者(当該収益分配金に係る決 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 がら交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとしま す。

## ②償還金に対する請求権

権利を有します。 受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する

いを開始します。

「関還金は、原則として国得申込者とします。」に支払いを開始します。

「信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該が行われた受益権に係る受益者を除きます。

10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から

ものとします。受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属する

## ③受益権の一部解約請求権

す。

けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われまけた日から起算して7営業日目から受益者に支払われま一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を

### ④反対者の買取請求権

求することができます。 属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対または「②信託約款の変更」のうち、その内容が重大な前記「資産管理等の概要⑸その他」の「①信託の終了」

公告または書面に付記します。の終了 b.」 に規定するの終了 b.」または「②信託約款の変更 b.」 に規定する事項は、前記「資産管理等の概要⑤その他」の「①信託この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する

### ⑤帳簿閲覧権

ることができます。の信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求す受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンド



- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、第4期計算期間(平成20年8月19日から平成21年2月18日まで)及び第5期計算期間(平成21年2月19日から平成21年8月18日まで)の財務諸表について、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成20年8月19日から平成21年2月18日まで)及び第5期計算期間(平成21年2月19日から平成21年8月18日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。







### 独立監査人の監査報告書

平成21年3月26日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員公認会計士 上上 田火井

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているDWS世界新興国株式ファンドの平成20年8月19日から平成21年2月18日までの計算期間の 財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この 財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することに ある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、 当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査 を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のため の合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 DWS世界新興国株式ファンドの平成21年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損 益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



#### 独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員公認会計士 化 田 火 升

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているDWS世界新興国株式ファンドの平成21年2月19日から平成21年8月18日までの計算期 間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。 この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明するこ とにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、 当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査 を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のため の合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 DWS世界新興国株式ファンドの平成21年8月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間 の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上







# DWS世界新興国株式ファンド

# (1)【貸借対照表】

17【食旧对無效】		(単位:円)
	第4期計算期間 (平成21年2月18日現在)	第5期計算期間 (平成21年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	_	824, 056
親投資信託受益証券	13, 493, 401, 928	21, 945, 700, 717
未収利息	_	2
流動資産合計	13, 493, 401, 928	21, 946, 524, 775
資産合計	13, 493, 401, 928	21, 946, 524, 775
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4, 654, 866	12, 490, 319
未払受託者報酬	7, 474, 418	7, 781, 275
未払委託者報酬	168, 174, 381	175, 078, 655
その他未払費用	7, 822, 889	6, 015, 377
流動負債合計	188, 126, 554	201, 365, 626
負債合計	188, 126, 554	201, 365, 626
純資産の部		
元本等		
元本	34, 464, 708, 674	34, 876, 561, 682
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 21, 159, 433, 300$	$\triangle 13, 131, 402, 533$
(分配準備積立金)	276, 616, 120	533, 603, 397
元本等合計	13, 305, 275, 374	21, 745, 159, 149
純資産合計	13, 305, 275, 374	21, 745, 159, 149
負債純資産合計	13, 493, 401, 928	21, 946, 524, 775



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

2/【原血及07剂水亚们并自】		(単位:円)
	第4期計算期間 (自 平成20年8月19日 至 平成21年2月18日)	第5期計算期間 (自 平成21年2月19日 至 平成21年8月18日)
営業収益		
受取利息	_	439
有価証券売買等損益	$\triangle 17,616,747,813$	8, 371, 493, 772
営業収益合計	$\triangle$ 17, 616, 747, 813	8, 371, 494, 211
営業費用		
受託者報酬	7, 474, 418	7, 781, 275
委託者報酬	168, 174, 381	175, 078, 655
その他費用	7, 822, 889	6, 015, 377
営業費用合計	183, 471, 688	188, 875, 307
営業利益又は営業損失 (△)	△17, 800, 219, 501	8, 182, 618, 904
経常利益又は経常損失(△)	△17, 800, 219, 501	8, 182, 618, 904
当期純利益又は当期純損失(△)	△17, 800, 219, 501	8, 182, 618, 904
<ul><li>一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)</li></ul>	△442, 915, 585	138, 009, 674
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 3,690,720,260$	$\triangle 21, 159, 433, 300$
剰余金増加額又は欠損金減少額	171, 366, 285	516, 604, 458
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	171, 366, 285	516, 604, 458
剰余金減少額又は欠損金増加額	282, 775, 409	533, 182, 921
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	282, 775, 409	533, 182, 921
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△21, 159, 433, 300	△13, 131, 402, 533







## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主文な公司の計で下の事業に内)の正記/			
	第4期計算期間	第5期計算期間	
項目	(自 平成20年8月19日	(自 平成21年2月19日	
	至 平成21年2月18日)	至 平成21年8月18日)	
有価証券の評価基準及び評価方	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券	
法	移動平均法に基づき、親投資信託受	同左	
	益証券の基準価額で評価しておりま		
	す。		

#### (貸借対照表に関する注記)

(貝旧内忠权に関する任配)		
項目	第4期計算期間 (平成21年2月18日現在)	第5期計算期間 (平成21年8月18日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	34, 464, 708, 674 □	34, 876, 561, 682 □
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は21,159,433,300円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,131,402,533円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0. 3861円 (3, 861円)	0. 6235円 (6, 235円)

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第4期計算期間	第5期計算期間
項目	(自 平成20年8月19日	(自 平成21年2月19日
	至 平成21年2月18日)	至 平成21年8月18日)
1. 信託財産の運用の指図に係る	純資産に対して年率0.3%以内の額	同左
権限の全部又は一部を委託する		
ために要する費用として委託者		
報酬の中から支弁している額		
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の	計算期間末における費用控除後の
	配当等収益(251,923,164円)、収益	配当等収益(263,652,244円)、収益
	調整金(6,984,922円)、分配準備積	調整金(18,708,011円)、分配準備
	立金額(24,692,956円)より、分配	積立金(269,951,153円)より、分配
	対象収益は、283,601,042円(1万口	対象収益は、552,311,408円(1万口
	当たり82円)でありますが、今期は	当たり158円) でありますが、今期は
	分配を行っておりません。	分配を行っておりません。

#### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第4期計算期間(平成21年2月18日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	13, 493, 401, 928	$\triangle 17, 253, 210, 973$
合計	13, 493, 401, 928	$\triangle 17, 253, 210, 973$

#### 第5期計算期間(平成21年8月18日現在)

310/31tl <del>31</del> /31tl (   422t   07110tl 35tl )			
種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	21, 945, 700, 717	8, 335, 423, 022	
合計	21, 945, 700, 717	8, 335, 423, 022	

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。



(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

### (その他の注記)

項目	第4期計算期間 (平成21年2月18日現在)	第5期計算期間 (平成21年8月18日現在)
元本の推移		
期首元本額	35, 520, 474, 533円	34, 464, 708, 674円
期中追加設定元本額	574, 477, 864円	1, 257, 398, 544円
期中一部解約元本額	1,630,243,723円	845, 545, 536円

### (4)【附属明細表】

①有価証券明細表 (ア)株式 該当事項はありません。

#### (イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	DWS世界新興国株式マザー ファンド	30, 332, 689, 312	21, 945, 700, 717	1
合計	<del>-</del>	30, 332, 689, 312	21, 945, 700, 717	_

- ②信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- ③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。







#### (参考情報)

当ファンドは「DWS世界新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS世界新興国株式マザーファンド」の状況 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

#### (1) 貸借対照表

다스	(平成21年2月18日現在)	(平成21年8月18日現在)
区分	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	595, 485, 432	1, 960, 925, 816
コール・ローン	288, 697, 303	117, 616, 305
株式	13, 784, 926, 514	22, 019, 764, 179
派生商品評価勘定	_	1, 875, 057
未収入金	7, 243, 243	_
未収配当金	41, 828, 486	106, 108, 374
未収利息	474	302
流動資産合計	14, 718, 181, 452	24, 206, 290, 033
資産合計	14, 718, 181, 452	24, 206, 290, 033
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12, 504	_
未払金	_	172, 591, 466
流動負債合計	12, 504	172, 591, 466
負債合計	12, 504	172, 591, 466
純資産の部		
元本等		
元本	33, 130, 311, 703	33, 219, 943, 074
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	$\triangle$ 18, 412, 142, 755	△9, 186, 244, 507
元本等合計	14, 718, 168, 948	24, 033, 698, 567
純資産合計	14, 718, 168, 948	24, 033, 698, 567
負債純資産合計	14, 718, 181, 452	24, 206, 290, 033



## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年8月19日	(自 平成21年2月19日
	至 平成21年2月18日)	至 平成21年8月18日)
1. 有価証券の評価基準及び評価	株式、カバードワラント、オプ	株式につきましては移動平均法に基
方法	ション証券等につきましては移動平均	づき、以下の通り原則として時価で評
	法に基づき、以下の通り原則として時	価しております。
	価で評価しております。	
	(1)金融商品取引所等に上場されてい	(1)金融商品取引所等に上場されてい
	る有価証券	る有価証券
	金融商品取引所等に上場されている	同左
	有価証券は、原則として金融商品取引	
	所等における計算期間末日の最終相場	
	(外貨建証券等の場合は計算期間末日	
	において知りうる直近の最終相場) で   評価しております。	
	計算期間の末日に当該金融商品取引所	
	等の最終相場がない場合には、当該金	
	融商品取引所等における直近の日の最	
	終相場で評価しておりますが、直近の	
	日の最終相場によることが適当でない	
	と認められた場合は、当該金融商品取	
	引所等における計算期間末日又は直近	
	の日の気配相場で評価しております。	
	(2)金融商品取引所等に上場されてい	(2)金融商品取引所等に上場されてい
	ない有価証券	ない有価証券
	当該有価証券については、日本証券	同左
	業協会の公社債店頭売買参考統計値、	
	金融機関の提示する価額(ただし、売	
	気配相場は使用しない)又は価格提供	
	会社の提供する価額のいずれかから入	
	手した価額で評価しております。	
	(3) 時価が入手できなかった有価証券	(3)時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場	同左
	合又は入手した評価額が時価と認定で	
	きない事由が認められた場合は、投資   信託委託会社が忠実義務に基づいて合	
	理的事由をもって時価と認めた価額も	
	しくは受託者と協議のうえ両者が合理	
	的事由をもって時価と認めた価額で評	
	価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び	為替予約の評価は、個別法に基づ	同左
評価方法	き、原則として、わが国における計	
	算期間末日の対顧客先物相場の仲値	
	によって計算しております。ただ	
	し、為替予約のうち対顧客先物相場	
	が発表されていない通貨について	
	は、対顧客相場の仲値によって計算	
	しております。	II dead as a life to as a life to
3. その他財務諸表作成のための	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
基本となる重要な事項	「投資信託財産の計算に関する規	同左
	則」第60条及び第61条に基づいてお	
	ります。	







#### (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年2月18日現在)	(平成21年8月18日現在)
1. 受益権の総数	33, 130, 311, 703 🗆 33, 219, 943,	
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総	貸借対照表上の純資産額が元本総
	額を下回っており、その差額は	額を下回っており、その差額は
	18,412,142,755円です。	9, 186, 244, 507円です。
3.1口当たり純資産額	0.4443円	0. 7235円
(1万口当たり純資産額)	(4,443円)	(7, 235円)

#### (有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

(平成21年2月18日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	13, 784, 926, 514	$\triangle 4,935,402,189$
合計	13, 784, 926, 514	$\triangle 4,935,402,189$

<sup>(</sup>注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成20年8月19日から平成21年2月18日まで)を指しております。

### (平成21年8月18日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	22, 019, 764, 179	2, 465, 579, 353
合計	22, 019, 764, 179	2, 465, 579, 353

<sup>(</sup>注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成20年8月19日から平成21年8月18日まで)を指しております。

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### I 取引の状況に関する事項

1 取引の状況に関する事項		
	(自 平成20年8月19日	(自 平成21年2月19日
項目	至 平成21年2月18日)	至 平成21年8月18日)
1. 取引の内容	当親投資信託の利用しているデリ	同左
	バティブ取引は、為替予約でありま	
	す。	
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替	同左
	の変動によるリスク回避を目的とし	
	ており、投機的な取引は行わない方	
	針であります。	
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭	同左
	債権債務等の為替変動リスクを回避	
	し、安定的な利益の確保を図る目的	
	で利用しております。	
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスク	同左
	は、為替相場の変動によるリスクで	
	あります。	
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理に	同左
	ついては、取引権限及び取引限度額	
	等を定めた社内ルールに従い、資金	
	担当部門が運用部門担当者の承認を	
	得て行っております。	
6. 取引の時価等に関する事項につ	取引の時価に関する事項について	同左
いての補足説明	の契約額等は、あくまでもデリバ	
	ティブ取引における名目的な契約額	
	であり、当該金額自体がデリバティ	
	ブ取引のリスクの大きさを示すもの	
	ではありません。	



#### Ⅱ 取引の時価等に関する事項

#### (涌貨関連)

(20)						
			(平成21年2月1	18日現任)		
区分	種類	契約額等		-1. (-1.		
			さま 1 左切 (田)	時価(円)	評価損益(円)	
		(円)	うち1年超(円)			
市場取	為替予約取引					
引以外	売建					
の取引	アメリカドル	5, 062, 746	_	5, 075, 250	△12, 504	
	合計	5, 062, 746	_	5, 075, 250	△12, 504	

		(平成21年8月18日現在)				
区分	種類	契約額等		時価(円)	評価損益(円)	
		(円)	うち1年超(円)	(17)	计顺道证(11)	
市場取	為替予約取引					
引以外	売建					
の取引	アメリカドル	200, 048, 643	_	198, 173, 586	1, 875, 057	
	合計	200, 048, 643	_	198, 173, 586	1, 875, 057	

#### (注) 時価の算定方法

- 1. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ①同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ②同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表 されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2. 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (その他の注記)

項目	(平成21年2月18日現在)	(平成21年8月18日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	34, 670, 437, 615円	33, 130, 311, 703円
期中追加設定元本額	227, 688, 244円	929, 178, 556円
期中一部解約元本額	1,767,814,156円	839, 547, 185円
期末元本額	33, 130, 311, 703円	33, 219, 943, 074円
2. 元本の内訳		
DWS世界新興国株式ファンド	30, 370, 024, 596円	30, 332, 689, 312円
DWSグローバル新興国株投信	2, 596, 423, 954円	2,717,179,759円
DWS世界新興国株式ファンドVA (適格機関投資家専用)	163, 863, 153円	170, 074, 003円







### (3)附属明細表

①有価証券明細表

(ア)株式

() /////			評価額		
通貨	銘柄	株数	単価	金額	備考
アメリカドル	GAZPROM RTS CLASSIC	1, 300, 000	5. 15	6, 695, 000. 00	
	LUKOIL-SPON ADR	200, 000	45.00	9, 000, 000. 00	
	OAO GAZPROM SPON ADR	230, 000	18. 95	4, 358, 500. 00	
	OAO ROSNEFT OIL CO-GDR	800,000	5. 64	4, 512, 000. 00	
	TENARIS SA-ADR	150, 000	28.64	4, 296, 000. 00	
	POSCO-ADR	40,000	90. 75	3, 630, 000. 00	
	SILVER WHEATON CORP	350, 000	9. 37	3, 279, 500. 00	
	STERLITE INDUSTRIES INDI-ADR	400, 000	12. 38	4, 952, 000. 00	
	YINGLI GREEN ENERGY HOLD-ADR	250, 000	11. 64	2, 910, 000. 00	
	BUNGE LIMITED	40,000	62. 92	2, 516, 800. 00	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	120, 000	28. 67	3, 440, 400. 00	
	SBERBANK RF-\$ US	2, 350, 000	1. 39	3, 278, 250. 00	
	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	100, 000	44. 76	4, 476, 000. 00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	100, 000	41. 52	4, 152, 000. 00	
	NII HOLDINGS INC	160, 000	22. 48	3, 596, 800. 00	
	TIM PARTICIPACOES SA-ADR	200, 000	21. 58	4, 316, 000. 00	
31	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	703, 499	10. 35	7, 281, 214. 65	
<b>=</b> +				76, 690, 464. 65	
. L. L. 12 12 .	TAMOOLD, CODD	400 000	10.0:	(7, 266, 421, 525)	
カナダドル	IAMGOLD CORP	400, 000	12. 31	4, 924, 000. 00	
<b>=</b> 1	PAN AMERICAN SILVER CORP	160, 000	20. 28	3, 244, 800. 00	
計				8, 168, 800. 00	
	anyma whytaa aan na ay ann n	0.500.000	40.00	(699, 902, 784)	
メキシコペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV SER B	2, 533, 333	18. 86	47, 778, 660. 38	
計				47, 778, 660. 38	
<b>ゴニ</b> ジェレフェ	DETROPRAC DETROI EO DRAC	650,000	20.70	(349, 262, 007)	
ブラジルレアル	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	650, 000	38. 70	25, 155, 000. 00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	100, 000	48. 19	4, 819, 000. 00	
	USINAS SIDER MINAS GER-PF A VALE SA-PREF A	50, 000	46. 88	2, 344, 000. 00	
	EMPRESA BRAS DE AERONAUTICA	600, 000 600, 000	32. 33 10. 15	19, 398, 000. 00 6, 090, 000. 00	
	NATURA COSMETICOS SA	200, 000	29. 75	5, 950, 000. 00	
	BANCO BRADESCO SA PREF	100,000	28. 91	2, 891, 000. 00	
	BANCO DO BRASIL SA	200, 000	24. 38	4, 876, 000. 00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	50,000	32. 60	1, 630, 000. 00	
	BM&FBOVESPA SA	400,000	11. 75	4, 700, 000. 00	
	CIA BRASILEIRA DE MEIOS DE	77, 200	16. 60	1, 281, 520. 00	
	ELETROPAULO METROPOLI-PREF B	200, 000	33. 53	6, 706, 000. 00	
計	ELETROTROLO METROTOLI TREI E	200,000	00.00	85, 840, 520. 00	
н				(4, 323, 786, 992)	
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO - H	3,000,000	9. 95	29, 850, 000. 00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1, 500, 000		9, 690, 000. 00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	5, 400, 000	6. 56	35, 424, 000. 00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	3, 700, 000	7. 08	26, 196, 000. 00	
	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	1,000,000	11.50	11, 500, 000. 00	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	1, 300, 000	12. 28	15, 964, 000. 00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	3,000,000	5. 95	17, 850, 000. 00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	7,000,000	5. 30	37, 100, 000. 00	
	STANDARD CHARTERED PLC	200,000	175. 10	35, 020, 000. 00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	2,000,000	32. 15	64, 300, 000. 00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	400,000	61. 20	24, 480, 000. 00	
	CHINA MOBILE LTD	700, 000	84. 15	58, 905, 000. 00	
	HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	3, 500, 000	1. 73	6, 055, 000. 00	
	HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	3, 500, 000	1. 10	3, 850, 000. 00	
計				376, 184, 000. 00	



				(4, 596, 968, 480)	
インドネシアルピ					
ア	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	3, 000, 000	13, 450. 00	40, 350, 000, 000. 00	
	ANEKA TAMBANG TBK PT	20, 000, 000	2, 650. 00	53, 000, 000, 000. 00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	10, 000, 000	3, 450. 00	34, 500, 000, 000. 00	
計				127, 850, 000, 000. 00	
				(1, 227, 360, 000)	
韓国ウォン	DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	70, 500	68, 200. 00	4, 808, 100, 000. 00	
	TAEWOONG CO LTD	5,000	88, 000. 00	440, 000, 000. 00	
	SK TELECOM	17,000	173, 000. 00	2, 941, 000, 000. 00	
計				8, 189, 100, 000. 00	
				(617, 458, 140)	
新台湾ドル	AU OPTRONICS CORP	1, 035, 150	34. 80	36, 023, 220. 00	
	DELTA ELECTRONICS INC	300,000	88. 20	26, 460, 000. 00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	575, 000	104. 50	60, 087, 500. 00	
	MEDIATEK INC	303, 606	481.00	146, 034, 486. 00	
計				268, 605, 206. 00	
				(770, 896, 941)	
インドルピー	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	120,000	2, 181. 25	261, 750, 000. 00	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	170, 000	1, 412. 90	240, 193, 000. 00	
	INDIABULLS REAL ESTATE LTD	1,000,000	218.50	218, 500, 000. 00	
	NTPC LIMITED	600,000	203.55	122, 130, 000. 00	
計				842, 573, 000. 00	
				(1, 659, 868, 810)	
南アフリカランド	GOLD FIELDS LTD	200, 000	95.75	19, 150, 000. 00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	330, 000	73.50	24, 255, 000. 00	
				43, 405, 000. 00	
				(507, 838, 500)	
				22, 019, 764, 179	
合計				(22, 019, 764, 179)	

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
  - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 17	銘柄	30. 2%	33.0%
カナダドル	株式 2	銘柄	2.9%	3. 2%
メキシコペソ	株式 1	銘柄	1.5%	1.6%
ブラジルレアル	株式 12	銘柄	18.0%	19.6%
香港ドル	株式 14	銘柄	19. 1%	20.9%
インドネシアルピア	株式 3	銘柄	5. 1%	5.6%
韓国ウォン	株式 3	銘柄	2.6%	2.8%
新台湾ドル	株式 4	銘柄	3. 2%	3.5%
インドルピー	株式 4	銘柄	6.9%	7.5%
南アフリカランド	株式 2	銘柄	2. 1%	2.3%

(イ)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

- ②信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- ③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
  - (2)注記表(デリバティブ取引に関する注記)Ⅱ 取引の時価等に関する事項で記載しております。







# 【純資産額計算書】

## 「DWS世界新興国株式ファンド」

(平成21年 9月30日現在)

I	資産総額	23, 197, 655, 045円
П	負債総額	90, 661, 717円
Ш	純資産総額(I – II)	23, 106, 993, 328円
IV	発行済数量	34, 777, 625, 370 □
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0. 6644円

### (参考情報)

## 「DWS世界新興国株式マザーファンド」

(平成21年 9月30日現在)

		(   ////011   0/100   /// 0111/
I	資産総額	25, 488, 725, 147円
П	負債総額	79, 186, 736円
Ш	純資産総額(I – II)	25, 409, 538, 411円
IV	発行済数量	32, 878, 103, 902 □
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0. 7728円

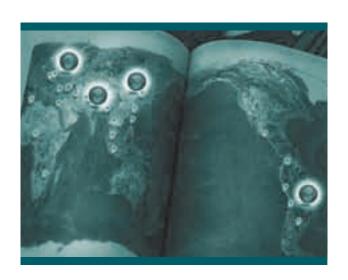


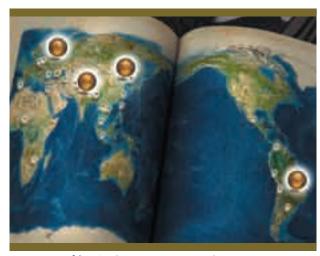
下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

		Y
計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期 (平成19年 1月31日~平成19年 8月20日)	46, 012, 057, 225	4, 915, 175, 770
第2期 (平成19年 8月21日~平成20年 2月18日)	4, 914, 586, 098	11, 656, 852, 285
第3期 (平成20年 2月19日~平成20年 8月18日)	3, 359, 640, 924	2, 193, 781, 659
第4期 (平成20年 8月19日~平成21年 2月18日)	574, 477, 864	1, 630, 243, 723
第5期 (平成21年 2月19日~平成21年 8月18日)	1, 257, 398, 544	845, 545, 536

<sup>(</sup>注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。







りそな BRICsプラス ~DWS 世界新興国株式ファンド~